

平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業

(ロシア連邦等：規制制度等分析調査)

最終報告書

株式会社野村総合研究所

平成 31 年 3 月

目次

第 1 章	本事業の目的及び事業内容	1
1-1	本事業の目的	1
1-2	事業内容	1
第 2 章	ロシア規制制度等詳細分析調査	2
2-1	分析する事例の選定方法	2
2-2	ロシアにおける種苗登録の法規制	7
2-2-1	ロシアにおける種苗登録に関する課題及び調査方法	7
2-2-2	ロシアにおける品種登録制度の概要	8
2.2.2.1	調査実施方法	16
2.2.2.2	EU における育成者権登録	16
2.2.2.3	EU における販売登録制度	18
2-2-3	ロシアにおける品種登録に関する論点比較	23
2.2.3.1	育成者権利に関する論点比較	23
2.2.3.2	種苗販売制度に関する論点比較	24
2-2-4	ロシア政府に対する改善要望案	27
2-3	ロシアにおける食品加工工場設立における法規制	29
2-3-1	ロシア極東 TOR における優遇措置の概要	29
2-3-2	ロシアにおける食品工場等設立に関する法規制の概要	31
2.3.2.1	外資企業によるロシアへの食品工場展開の概況	31
2.3.2.2	ロシアにおける食品工場設立に関する手続概要	32
2.3.2.3	食品工場の設立・操業許認可について	32
2.3.2.4	包装・ラベルについて	33
第 3 章	ロシア極東における物流拠点建設計画に係る日本企業の参入可能性調査	35
3-1	調査内容	35
3-2	物流拠点計画基礎情報収集	36
3-2-1	調査実施方法	36
3-2-2	物流拠点計画の制度的背景	36
3-2-3	物流拠点計画に関わる制度概要	41
3-2-4	各物流拠点計画の詳細情報	45
3-3	日露本企業のニーズ把握	54
3-4	物流拠点計画への日本企業の参画に関するコンセプト案作成	63
第 4 章	ロシア極東の農地開発への日本企業の参画可能性検討調査	67
4-1	調査内容	67
4-2	ロシア極東農地開発基礎調査	エラー! ブックマークが定義されていません。
4-2-1	調査実施方法	エラー! ブックマークが定義されていません。

4-2-2	沿海地方国立農業アカデミーによる調査分析結果	68
4.2.2.1	農業生産の概況	68
4.2.2.2	農業セクターの成長における阻害要因	74
4-2-3	現地調査結果	79
4.2.3.1	現地調査行程及び面談概要	79
4.2.3.2	現地農業企業における調査結果詳細	82
4-3	日本企業のニーズ把握	89
4-4	ロシア極東の農地開発への日本企業の参画に関するコンセプト案作成	91
第5章	ウズベキスタンにおける ODA 案件化に向けた調査・作業部会報告	96
5-1	調査・事業内容	96
5-2	ウズベキスタンにおける ODA 案件化調査	97
5-2-1	調査概要	97
5-2-2	調査方法	97
5-2-3	基礎調査結果	100
5.2.3.1	ウズベキスタン全体の農業環境の調査	100
5.2.3.2	対象 4 州農業環境	116
5-2-4	現地調査結果報告	125
5-2-5	統計情報及び現地ヒアリング結果まとめ	138
5-2-6	協力可能性案	142
5-3	共同作業部会等運営	146
5-3-1	第 3 回共同作業部会	146
5-3-2	中間報告作業部会	152
5-3-3	第 4 回共同作業部会	155
第6章	参考資料	156

図表目次

図表 1	日本企業のロシア進出に際する課題・障壁概要	2
図表 2	日本企業から挙げられたロシアにおける規制に関する課題・改善要望	3
図表 3	ロシアにおける品種登録制度の改善要望案策定の実施方法	8
図表 4	ロシアにおける育成者権及び使用権の制度のスキーム	9
図表 5	ロシアにおける育成者権の登録フロー	9
図表 6	ロシアにおける育成者権申請に際する必要書類	10
図表 7	ロシアにおける育成者権取得に必要となる費用	10
図表 8	ロシアにおける使用権の登録フロー	11
図表 9	ロシアにおける使用権申請に際する必要書類	11
図表 10	ロシアにおける使用権登録における 12 の地域区分	12
図表 11	ロシアにおける使用権登録における温室等向け野菜種子の使用権の 7 の地域区分	12
図表 12	果実・野菜分野の多くに共通する「経済的有用性」の主要審査基準	13
図表 13	「使用権」の制度趣旨に関するロシアの見解	15
図表 14	EU 制度調査におけるインタビュー実施対象	16
図表 15	EU における育成者権の審査機関所在地	17
図表 16	EU における育成者権登録に掛る主な費用	18
図表 17	EU における販売登録の制度概要	20
図表 18	オランダ・ドイツにおける販売登録後の品種推奨に関する任意運用事例（穀物の場合）	21
図表 19	EU における「販売要件（“Marketing Requirements”）」の主要基準	22
図表 20	育成者権に関するロシア・EU・日本の制度比較	23
図表 21	各国の育成者権の認定要件・効力範囲と UPOV 条約との比較	24
図表 22	種苗販売に関するロシア・EU・日本の制度比較	25
図表 23	EU における種苗販売制度の特徴	26
図表 24	品種登録制度に関する改善要望（案）	28
図表 25	ロシア極東における TOR の設立状況	30
図表 26	TOR における優遇措置の概要	30
図表 27	ロシアにおける食品加工工場設立の一般的なプロセス	32
図表 28	表示義務の主要ポイント及び留意点	33
図表 29	農業分野に関するロシア連邦全体の支援プログラム	36
図表 30	農業分野に関する連邦政府の主要な規制・戦略文書	37
図表 31	農業分野に関するロシア連邦全体の背景・課題及び「State Program」の成果と課題	37

図表 32	「2013～2020年の農業開発と農産物、資源、食糧における市場規制に向けた国家プログラム」におけるプログラム目標とサブプログラム	38
図表 33	物流拠点計画の関係機関及び主な役割と活動	39
図表 34	農業省ヒアリング結果要旨	39
図表 35	物流拠点の連邦ネットワーク構想	40
図表 36	物流拠点計画に関わる支援法令の変遷	41
図表 37	物流拠点計画策定のためのワーキンググループ参加機関	42
図表 38	「2013年～2020年の農業開発及び農産物、原材料および食品市場の規制に関する国家プログラム」のサブプログラム詳細	43
図表 39	農業複合体支援プログラムの内、Capex リファンドの事業別実施実績	44
図表 40	物流拠点の地域別建設計画	45
図表 41	ステージ別物流拠点建設計画	46
図表 42	物流拠点建設における商流構想図	47
図表 43	詳細調査対象拠点の概要情報	47
図表 44	日露ヒアリング企業及びヒアリング事項	54
図表 45	拠点別、参入コンセプト案の論点整理	65
図表 46	本事業におけるコンセプト案に基づく今後の事業化に向けたステップ（案）	66
図表 47	ロシア極東における農業用地の現状	68
図表 48	農業生産の現状（2015年度）	69
図表 49	小麦、トウモロコシおよび大豆の主要生産国との比較	70
図表 50	農業経営体別の農業生産の状況（2016年度）	71
図表 51	農産物輸出額（2017.1～2018.8）	72
図表 52	農産物輸出相手国（2017.1～2018.8）	72
図表 53	国家プログラムにおける各地域の下位プログラム	74
図表 54	ロシア極東における人口動態	75
図表 55	ロシア極東における未利用耕地の現状	76
図表 56	ロシア極東における土地改良済み農業用地の現状	77
図表 57	ロシア極東における農業用機械導入の現状	78
図表 58	ロシア極東における肥料投入の実態	78
図表 59	沿海地方現地調査行程表	79
図表 60	現地調査を実施したロシア農業企業概要	82
図表 61	チェルニゴフスキー社圃場土壌分析結果	85
図表 62	農地開発等への参入に関する日本企業インタビュー結果概要	89
図表 63	マクロ分析及び現地調査から整理したロシア極東における農業セクターの阻害要因	91
図表 64	ロシア極東における「土地利用型」農業に関する農地開発コンセプト案	92

図表 65	日本企業の参入方針（案）	94
図表 66	本事業におけるコンセプト案に基づく今後の事業化に向けたステップ（案）	95
図表 1	第1回現地調査訪問先(10月9日～19日)	98
図表 2	第2回(12月10日～21日)、第3回(1月7日～9日)現地調査訪問先	98
図表 3	ウズベキスタンにおける農業セクターの構造	101
図表 4	ウズベキスタンにおける農業主体別の特徴	102
図表 5	カリモフ大統領時代の農業政策に関する主要な大統領令	102
図表 6	大統領令により設立された農業生産・加工・輸出一貫企業	103
図表 7	2017年大統領令概要	103
図表 8	大統領令 4020 概要 (2018.12.20.)	104
図表 9	ウズベキスタンにおける品目別の生産量(千トン)	105
図表 10	主要の農産物の作物区分別の生産量推移(千トン)	106
図表 11	主要野菜及び果実の生産量推移(千トン)	106
図表 12	州別主要作物の生産量(2014年)	107
図表 13	ウズベキスタンにおける主要果物の生産量推移(トン)	108
図表 14	主要果物の輸出量及び単価の相関	108
図表 15	ウズベキスタンにおける主要野菜の生産量(トン)	109
図表 16	主要果物の輸出量及び単価の相関	109
図表 17	ロシアにおけるトマトの輸入状況の推移	110
図表 18	州別輸出金額(thousand USD)及び2018年の輸出動向	111
図表 19	中央アジア5ヶ国における国別塩害状況及びウズベキスタンの州別塩害状況	112
図表 20	温室関連の資金調達策一覧及び検討論点	113
図表 21	世界銀行及びADBによる農業・食品分野への資金供与の状況と計画	114
図表 22	国際機関による園芸作物関係のプロジェクト実施状況	115
図表 23	対象4州の概況	116
図表 24	対象4州の降水量及び平均気温	117
図表 25	対象4州の灌漑農地面積及び灌漑農地における塩害比率	118
図表 26	ウズベキスタン各州の塩害被害状況	119
図表 27	作物別対塩性	119
図表 28	対象4州の栽培関連基礎情報(主要品目の収量、栽培農地)	120
図表 29	対象4州の野菜・果実生産量	121
図表 30	対象4州の栽培関連基礎情報(農機保有率・加工生産量・倉庫容量)	122
図表 31	対象4州の栽培関連基礎情報(農業主体別商流、形態別輸出国の割合)	123
図表 32	対象4州の農業環境の特徴	124
図表 33	国別地域別主要果物・野菜の輸出額の推移	136

図表 34	対象 4 州における協力可能性案の論点	142
図表 35	カットドレーンを用いた排水方法	143
図表 36	今後の ODA 案件形成の概念図	145
図表 37	第 3 回作業部会スケジュール	146
図表 38	第三回日ウ作業部会（政府間セッション）	147
図表 39	第三回日ウ作業部会（民間セッション）	150
図表 40	中間報告作業部会	152
図表 41	第 4 回共同作業部会スケジュール	155
図表 42	大統領令 4020 概要に基づくプロジェクトサイト一覧（1/2）	156
図表 43	大統領令 4020 概要に基づくプロジェクトサイト一覧(2/2).....	157
図表 44	ウズベキスタンにおける輸出向けの主要生鮮果物・野菜の収穫スケジュール	158
図表 45	ウズベキスタンにおける農業関連の政府支援	158
図表 46	Implementation Scheme of Water Management Improvement Project by JICA (2009-2013)	160

第1章 本事業の目的及び事業内容

1-1 本事業の目的

平成 28 年 5 月の日露首脳会談において、安倍総理からプーチン大統領に対し、「極東の産業振興・輸出基地化」を含む 8 項目のロシアの生活環境大国化・産業・経済の革新のための協力プランを提示し、プーチン大統領から高い評価と賛意が表明された。また、同年 12 月の日露首脳会談において、両首脳は 8 項目の協力プランの具体化の進展を確認するとともに、今後更に具体化を推進することで一致し、その後の日露首脳会談においても 8 項目の協力プランの進捗を確認している。

農林水産省では、当該協力プランの「極東の産業振興・輸出基地化」に含まれる極東の農林水産業・食品産業の開発を円滑かつ効率的に促進するため、ロシア極東等の農林水産・食品関連ビジネスに関心を有する企業等の支援を目的とした、ロシア極東等農林水産業プラットフォームを平成 29 年 2 月に設置。現在 190 以上の企業・団体がメンバーとなる中、企業の関心事項を踏まえたロシア極東等における農林水産・食品関連の調査や情報提供、ロシア政府側との情報交換やビジネス機会作り等を実施している。

1-2 事業内容

本事業では、当該プラットフォームの活動の一環として、ロシアにおいて我が国の農林水産・食品関連企業（以下「日本企業」という。）が事業を展開する上での課題・障壁となっている主な規制制度等について、その根拠法令や運用実績等を詳細に分析するとともに、日本企業の事業展開の促進に資する対応案を策定する。また、ロシア農業省が提案しているロシア極東における農林水産物・食品の輸出入促進等のための物流拠点建設計画について、日本企業の物流拠点計画への参加に係るコンセプト案を作成する。加えて、ロシア極東の農地開発等への日本企業の参加可能性に関するコンセプト案を作成する。

これらの取組により、日本企業のロシア極東等への事業展開を支援し、日露の協力に基づく極東等での農林水産業・食品産業開発の促進を図り、両国に利益をもたらすフードバリューチェーン（FVC）構築を推進する。

また、ウズベキスタンとの農業分野での協力については、農林水産省とウズベキスタン農業省との間の共同作業部会において検討を進めてきたが、設備の老朽化や乏しい農業技術等により、FVC 構築が円滑に進まず、日本企業のウズベキスタン進出は限定的である。このため、政府開発援助（ODA）等のツールも最大限活用するため、農業分野における ODA 案件の候補を形成し、この内容を共同作業部会において協議することにより、両国に利益をもたらす FVC 構築を推進する。

第2章 ロシア規制制度等詳細分析調査

2-1 分析する事例の選定方法

本事業では、日本企業のロシアでの事業展開の障壁となっている主な規制制度等のうち、その改善がもたらす効果が大きいと考えられる2事例を調査対象とした。具体的には、「平成29年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（ロシア連邦③）（以下、昨年度調査）」において実施した、日本企業のロシア進出の際に対応が必要になったロシア独自の規制・ルール及び商慣行等のヒアリング結果等も参考にしながら、調査を実施した。

昨年度調査においては、日本企業のヒアリング調査結果から以下のような規制制度面の課題・障壁が得られた。

図表 1 日本企業のロシア進出に際する課題・障壁概要

課題・障壁の概要
日本の農産物の種苗・品種登録の手続きの簡素化
農業に関する規制（濃度や出荷停止期間）の緩和と農薬の登録手続きの簡素化
GOST 等国際標準と異なったロシア規格・仕様に、食品加工機機械等で適応させなければいけないこと
衛生関連規定が厳しく、厨房のシンクは野菜用、肉用、魚用に別々で用意する必要があり、生産品を保存する際には加工日・保管開始日等を袋に明記することが義務付けられていること
飲食店用設備を輸入する際に認証取得時間が長いこと（例：半年）。また、使用後の設備の返却に、税関で細かくチェックされること
外食の店舗開設関連の認証手続きが非常に煩雑なこと
食のメニューにおけるグラム表示義務の緩和
加工・生産設備・工場を立ち上げる際に、建設許可・生産許可等の手続きが複雑で、多量な書類を提出するため、不備等により、他の国（例：中国）等より非常に時間がかかること
ユーラシア関税同盟が制定したエチケット（＝一括表示ラベル）が輸入通関時に、全ての商品に添付されていないと、輸出できないこと
輸入規制全般 <ul style="list-style-type: none"> ・積荷を早出しする場合の払戻金、停泊延長した場合の違約金等を一定期間内に支払わなければならない、外貨の出し入れにおいて再度当局への通知・認可が必要 ・サンプル品の輸出入手続きが煩雑で、コストも高いこと ・恣意的かつ非合理的な HS コードの変更及び税率の改定
高技能技術者（HQS）の VISA 取得の簡素化
ロシアの就労 VISA を取得する際に、モスクワまで出向く必要があり、手続きが煩雑な上に申請受付時間が短いこと
現実的な L/C（信用取引状）制度が未成熟なこと
提携先企業が日本に銀行を通じて送金するためには、日本と提携先企業の契約書に細目を書く必要があり、契約書の作成・改定が煩雑なこと
建設・環境基準が日本よりも非常に厳しく、手続きが複雑なため時間がかかる。また、建設後も細かい不備等で違約金等を取られることがある
最終製品の裏面ラベルにロシア語の表示が義務付けられていること

課題・障壁の概要
経済制裁のせいか、銀行での手続き上支払いが遅れることが多い
ロシアでは、仕入・経費等の「損金参入」の条件が非常に難しく、多くの証拠書類が求められる。
自社倉庫をロシアで設置する際に、保安上の問題、通関価格と営業価格を一致させる価格面の問題、及び不特定多数への販売の禁止などロシア独自の商慣行が存在する

出所) 「平成 29 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業 (ロシア連邦③)」を基に、野村総研が編集

これらの事例について、複数の進出事業者が困っている又は、規制等の改善により農林水産・食品分野で大きな効果が期待できるという観点で、以下の 4 分野に絞込みを行った上で進出企業等を対象にヒアリングを実施し、詳細な分析を実施する 2 事例を決めていくこととした。

<詳細分析の候補>

- ① 種苗・農薬登録に係る障壁・手続上の問題
- ② 加工・生産設備・工場を立ち上げる際の建設許可・生産許可等の手続
- ③ 食品加工機械・冷凍整備等の対ロシア輸出に際する WTO 等国际ルールとの整合性
- ④ 物流拠点・倉庫における法規制と実態の商慣行の問題

<ヒアリング対象企業>

ヒアリングの結果概要は以下の通り。

図表 2 日本企業から挙げられたロシアにおける規制に関する課題・改善要望

①：種苗・農薬登録に係る障壁・手続上の問題		
企業区分	現状・課題	改善要望
A 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査委員会が 1 年に一度しか開催されないため、開催日を過ぎると、登録を 1 年待たなければならない。 ・ 育成者権と別途、使用権の登録が必要。使用権登録には試験栽培が必要。 ・ 使用権の範囲は 12 地域に分かれており、各地域で試験栽培が必要。 ・ 書類の形式に関して厳格で、修正を何度も求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品種登録の審査委員会の年間複数回の開催 ・ 育成者権と使用権の申請手続の一元化 ・ 地域別の使用権登録の規制の緩和 ・ 品種登録手続、フォーマット、記載例等の明確な一般公開
B 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロシアにおける種苗販売に際しては、販売登録が障壁。 ・ 手続の期間は 1-2 年間。(手続期間自体が取り立てて長いわけではないが、審査期間中、EU では認められている「仮販売」が行えない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売登録の手続の緩和・迅速化 ・ 仮販売制度の導入の検討

①：種苗・農薬登録に係る障壁・手続上の問題		
企業区分	現状・課題	改善要望
	<ul style="list-style-type: none"> 審査委員会が年1度の開催の為、手続に時間を要している。 書類手続が全般的に厳格である。 	
C社	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、手間・維持費を掛けてまで、育成者権を取得しようと思わない。（育成者権で保護する必要性を感じるレベルの種苗を持ち込むほど、ロシアの種苗市場は成熟していないため） 	<ul style="list-style-type: none"> 審査委員会の運用については、改善の余地有り
D社	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では、具体的にロシアにおける種苗登録を検討している訳ではないが、検討対象にはなっている。 一般論として、種子登録の手続に時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 日露間の取引の場合には、品種の登録期間・手続を短縮するなどの特別優遇制度があれば有難い
E社	<ul style="list-style-type: none"> 農薬承認までの期間は2～3年であり、一般的。 環境基準・毒性検査は、EU基準とほぼ同等。 除草剤に高関税（52%）が課せられる。（SG措置とされているが、実態としてはEU製品のシェアが大きい除草剤の、国内産業保護が背景にある模様） 	<ul style="list-style-type: none"> 除草剤の関税率について、WTO協定との整合性も併せた改善の検討
F社	<ul style="list-style-type: none"> 申請・審査費用については、ロシア固有の問題は感じていない。 毒性評価の専門家が不足しつつある。高齢化が進展しており、今後人材不足になる可能性を懸念している。 	<ul style="list-style-type: none"> —

出所) 各社インタビューより NRI 作成

②：加工・生産設備・工場を立ち上げる際の建設許可・生産許可等の手続		
企業区分	現状・課題	改善要望
A社	<ul style="list-style-type: none"> ロシア極東 TOR に規定されているインフラに関する優遇措置（電力・ガス・上下水道インフラの無償整備）が受けられず、自前で整備。 投資決定から操業までの間、特に建屋の設計申請に時間を要した。 当初自社グループでの建設・施工を検討していたが、行政許可が下りないため断念し、ロシア企業に切り替えざるを得なかった。（現状の設計基準では、事実上ロシア企業でしか対応が出来ない状況） ロシア農業法における「農業事業者」の定義が数年前に変更され、施設園芸事業者が農業事業者でなくなったことによる 	<ul style="list-style-type: none"> TOR に規定されている優遇措置の確実な履行 工場の建屋の設計審査の大幅緩和、或いは設計基準の見直し 施設園芸事業者の農業事業者としての優遇措置の適用

②：加工・生産設備・工場を立ち上げる際の建設許可・生産許可等の手続		
企業区分	現状・課題	改善要望
	り、法人税の減税措置、社会保険料の減免措置等の優遇の対象から外れた。	
B社	<ul style="list-style-type: none"> 工場設立に際し、土地の購入は可能だが、設計・建設は事実上ロシア企業に発注せざるを得ない。 電気・ガス・上下水道等のインフラ整備の主体については、個別交渉が必要となる。 工場認可に必要な書類は、アジア諸国と比べて概ね2～3倍である。 工場設立は独資では難しいためJVが一般的だが、パートナー選定が困難 	<ul style="list-style-type: none"> －（左記課題の提示があったが、具体的な改善要望への言及はなし）
C社	<ul style="list-style-type: none"> 排水・排気設備等のインフラ整備に追加コストが掛かることが多い。また、配管にヒビが入る等、施工の品質が悪い。また、インフラ整備に関して、建設申請の許認可取得に掛かる期間が一定でなく、かつ一般的に長い。 建設をロシア企業に発注する必要があるが、施工業者の質が高くない。 	<ul style="list-style-type: none"> －（左記課題の提示があったが、具体的な改善要望への言及はなし）

出所) 各社インタビューより NRI 作成

③：食品加工機械・冷凍整備等の対ロシア輸出に際する WTO 等国际ルールとの整合性		
企業区分	現状・課題	改善要望
A社	<ul style="list-style-type: none"> ユーラシア関税同盟の設立により、規格が従来の GOST-R 規格から EAC 規格に変更になった。それに伴う機械のカスタマイズ及び EAC 規格の取得に時間とコストを要する。 一方、船舶向けは EAC ではなくて「ロシア RS 規格」（ロシア固有の船舶規格）の取得が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> EAC 規格認証の迅速化 船舶設備に関する「ロシア RS 規格」の国際規格への変更
B社	<ul style="list-style-type: none"> 数年前から、食品加工品の輸出に際し、ロシア語版の品質証明表示の貼付を日本で行う義務が生じた（以前はロシアでの貼付が可能だった）。日本国内での作業工賃負担が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質証明表示のロシアでの貼付の許可

出所) 各社インタビューより NRI 作成

⑤ : 物流拠点・倉庫における法規制と実態の商慣行の問題		
企業区分	現状・課題	改善要望
C 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ SLB (シベリア・ランド・ブリッジ) におけるドライ輸送が、4月～5月、9～10月の4ヶ月しか認められない。 ・ 食品輸送の場合、スナック菓子等の生鮮食品以外であっても、リーファーコンテナによる輸送が義務付けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドライ輸送許可の期間の延長 ・ 冷蔵を必要としない食品のリーファーコンテナ輸送規則の廃止
D 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品は時期・距離によってリーファーコンテナによる輸送義務があり、コスト増大の要因となっている。 ・ 輸送規則が明確でないため、業者によって対応が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵を必要としない食品のリーファーコンテナ輸送規則の廃止 ・ 輸送規則の明確化
E 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロシア極東地域は市場規模に限界があるため、中国への生鮮食品輸を検討したいが、現時点ではロシアから中国への生鮮食品の輸出は禁止されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロシア産生鮮食品の中国への輸出の許可

出所) 各社インタビューより NRI 作成

上記の結果を踏まえ、農業・食品関連の制度面の課題として重要であり、ロシア側へ改善要望を行う分野として、①における品種登録制度、及び②ロシアにおける食品加工工場設立における法規制の2つを、詳細分析事例として選定した。

2-2 ロシアにおける品種登録の法規制

2-2-1 ロシアにおける品種登録に関する課題及び調査方法

本調査の実施において、まずロシアで種苗関連事業を行う日本企業へのインタビュー調査を実施した。その結果、ロシアにおける品種登録の制度上の課題について、以下の指摘があった。

- (1) ロシア国内における種苗販売に際し、育成者権と手続の異なる「使用権」の取得が必要である。

ロシアにおける品種登録制度（育成者権登録）は、ロシア民法第4部73章1408～1447条に規定されている。一方で、種苗の商業販売に際しては、「使用権」の登録が別途必要である。使用権の取得手続については、ロシア連邦内に12の地域区分が存在し、種苗の販売対象として想定する地域ごとに、「使用権」の取得が必要な点が、ロシアの品種登録制度の大きな特徴である。これは日本と異なるロシア固有の制度であり、ロシアへ進出意向を有する日本企業にとって障壁と考えられる。

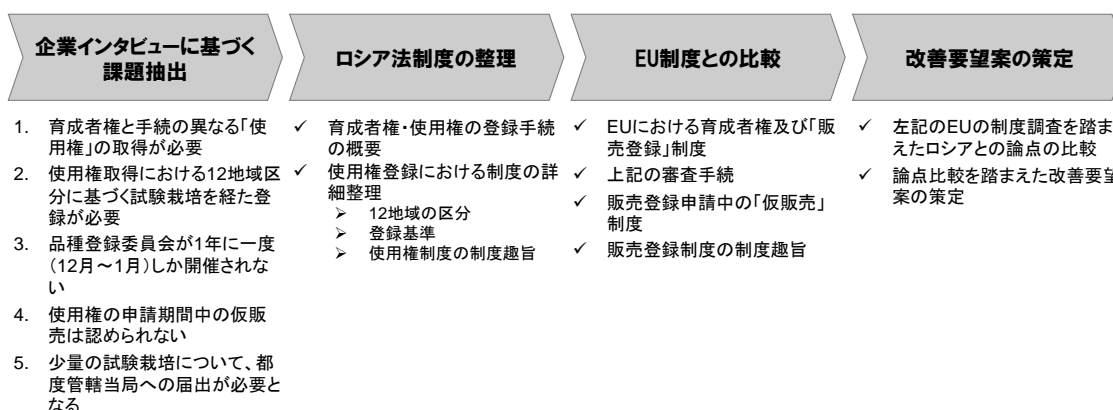
- (2) 育成者権及び使用権の審査は、いずれもロシア農業省傘下の「新品種試験保護国家委員会（"Gossortkomissiya"）」（以下、「委員会」と記載）が担当しているが、委員会は年間に1度しか開催されず、登録に時間を要する原因となっている。
- (3) EUにおいて販売登録申請中に一部販売が認められる「仮販売」の制度が、ロシアに存在しない。
- (4) 少量の試験栽培について、ロシアでは都度管轄当局への届出が必要となる。

以上の課題・改善要望に関する指摘をまとめると、以下の5点に集約される。

- ① 育成者権と手続の異なる「使用権」の取得が必要。育成者権と使用権を一元化して欲しい。
- ② 連邦と地域ごとの登録手続が煩雑。ロシア全土で種苗を販売するためには、全12地域で試験栽培する必要があるが、手間と費用が非常にかかる。可能な範囲で緩和して欲しい。
- ③ 品種登録委員会が1年に一度（12月～1月）しか開催されない。その為、使用権登録・商業栽培までの計画が1～2年延長することがある。年に複数回委員会を開催して欲しい。
- ④ 欧州では商用販売登録の申請期間中の「仮販売」が認められるが、ロシアでは使用権の申請期間中の仮販売は認められない。登録申請中に「仮販売」の許可が欲しい。
- ⑤ 少量の試験栽培について、都度管轄当局への届出が必要となる制度運用を緩和して欲しい。

日本企業より挙げられた上記の指摘を踏まえ、本調査では、まず、ロシアにおける品種登録制度の概要を整理した。次に、種苗の商用販売に関し、ロシアと類似する販売登録度を有する EU の制度の調査を実施し、ロシアとの比較を行った。最後に、これらの調査結果に基づき、ロシア政府への改善要望案の策定を行った。

図表 3 ロシアにおける品種登録制度の改善要望案策定の実施方法



2-2-2 ロシアにおける品種登録制度の概要

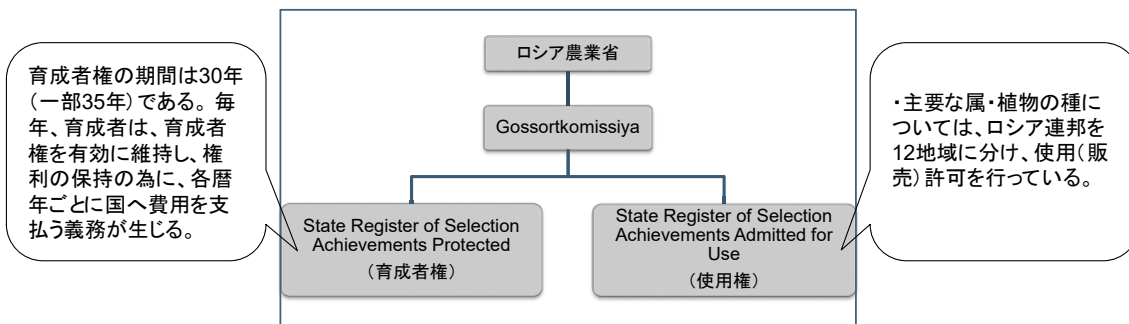
ロシアにおける品種登録制度の基本構造

ロシアでは種苗販売を行うためには、育成者権と使用権を2つの異なる国家登録簿に登録する必要がある。管轄機関は、いずれもロシア連邦農業省傘下の新品種試験保護国家委員会（Gossortkomissiya）である。

同委員会は、年に1度（通常12月～1月）のみ開催され、「新品種 保護 の国家登録簿（“State Register of Selection Achievements Protected”）：育成者権」及び「新品種 使用 の国家登録簿（“State Register of Selection Achievements Admitted for Use”）：使用権」の2種類の国家登録簿への登録審査を実施する。

申請者が、新しい品種について独占的な権利（育成者権）を保有し、かつ市場で新品種を使用・販売する（使用権）場合は、新品種を両方の登録簿に登録しなければならない。なお、育成者権と使用権を並行して出願することは可能である。

図表 4 ロシアにおける育成者権及び使用権の制度のスキーム



出所) Regulations of the State Commission of the Russian Federation for Trial and Protection of Selection Achievements

①ロシアにおける育成者権登録

ロシアにおける育成者権の登録手続は、2006年12月18日付のロシア民法 230-FZ (the Russian Civil Code #230-FZ of 18-Dec-2006) 第4章に規定されており、以下の4つの手順を経て認可が行われる。

図表 5 ロシアにおける育成者権の登録フロー

30日以内		最大10年まで(一般的には2~3年)	
First stage	Second stage	Third stage	Fourth stage
申請書の提出 <ul style="list-style-type: none"> Gossort委員会に新品種の育成者権の申請書の提出 	申請書の評価 <ul style="list-style-type: none"> 提出された申請書・書類の評価 承認された申請情報は、ロシア連邦国務委員会の公式掲示板に掲載される。 	試験栽培の実施 <ul style="list-style-type: none"> 育成者権関連審査:最初の6ヶ月以内に新規性をチェックする 次に、出願者は、区別性、均質性および安定性(以下、「DUS要件」という)を試験するために必要な量の種子を提供する <p>(注)試験栽培の方法及び試験栽培の実施期間は、種子の品種により異なり、詳細は連邦国務委員会によって決定される。</p>	認可・決定 <ul style="list-style-type: none"> Gossort委員会の公式掲示板に認定・決定結果の公表 出願者に育成者権登録の証明書の発行 国家登録簿への掲載の認可

出所) Regulations of the State Commission of the Russian Federation for Trial and Protection of Selection Achievements

なお、育成者権の申請に際する必要書類は、以下の通りである。

図表 6 ロシアにおける育成者権申請に際する必要書類

<p>育成者権出願の申請書 (所定の形式「N 301」に基づく)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申請者情報(氏名/法人名、住所、市民権) ■ 申請書の連絡先 ■ 属、新品種の種苗(ロシア語およびラテン語名) ■ 新品種の名称(出願人の言語での名称とロシア語の音訳) ■ 選定番号 ■ 著者についての情報 ■ 新品種の原産国 ■ 以前の申請書に関する情報(存在する場合) ■ 実績や販売事実の売却に関する情報 	<p>定型書式による新品種選定に関連した申請書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新品種の属・種(ロシア語およびラテン語名) ■ 申請者の氏名・住所 ■ 新品種と選定番号の名称の提案 ■ 創出の方法や元の(親)形態を含む新品種の起源 ■ 新品種の維持・再現の特徴 ■ 新品種の特徴を示す書類 ■ 類似の品種の名前と、その品種と異なる特徴
<p>申請登録料の支払証明書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外資系企業は、3,300ルーブル 	<p>新品種を特徴付ける一連の写真</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 植物全体の写真、葉、花序、花、植物の生殖部位。多年生の樹木作物では、毎年の苗木、果樹栽培機関の写真を提供する必要があります。 ■ 写真は、サイズが13×18cm以上の写真用紙に白い背景に3式、目盛りを付けること。
<p>委任状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法的後継者および中間代理人については、公的証明書が必要 		

b

出所) Regulations of the State Commission of the Russian Federation for Trial and Protection of Selection Achievements

また、育成者権の取得に際して支払が必要となる項目及び金額は、以下の通りである。

図表 7 ロシアにおける育成者権取得に必要な費用

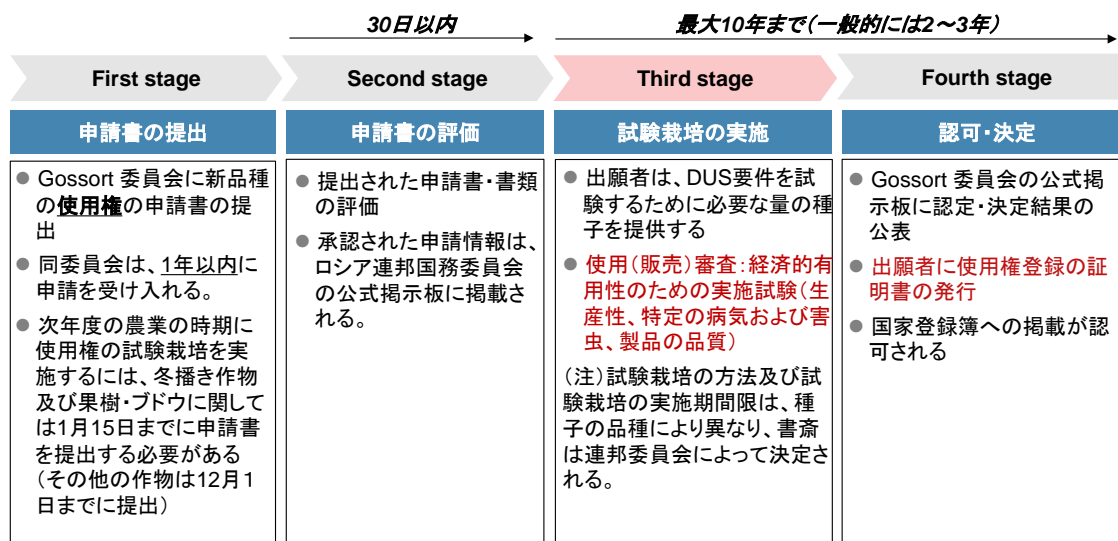
No	申請内容	非居住者の支払い義務金額
1	新品種、予備審査、公式掲示板への出願情報の公表のための育成者権付与申請の登録料	3 300 RUB
2	新品種の新規性に関する試験料金	1 650 RUB
3	区別性、均質性および安定性(DUS要件)を検証するための新品種の試験料金	26 400 RUB
4	出願人が提示した区別性、均質性および安定性(DUS要件)に関する試験結果の検討料金	6 600 RUB
5	保護された品種を登録し、育成者権を与え、それに関する公式の掲示板に情報を公開するまでの一連の手数料	13 200 RUB

出所 : Resolution of the Government of the Russian Federation from 14.09. 2009 N 735; Order of the State Budget Commission «Gossortkomissiya» from 31.08.2018 N 143

②ロシアにおける使用権登録

一方、ロシアにおける使用権の登録手順は、1997年2月17日付の連邦法「種子栽培法」第149-FZ号(“Seed Growing Law” #149-FZ of 17-Feb-1997)に規定されている。当該連邦法には、「農業植物の種子の販売は、当該品種が、国家登録保護簿の『使用権者』に登録された場合に許可される」との規定があり、登録に際しては試験栽培が義務付けられている(下図「第3段階」参照)。

図表 8 ロシアにおける使用権の登録フロー



出所) Regulations of the State Commission of the Russian Federation for Trial and Protection of Selection Achievements

なお、使用権の申請に際する必要書類は、以下の通りである。

図表 9 ロシアにおける使用権申請に際する必要書類

使用権出願の申請書 (所定の形式「N 300」に基づく)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者情報(氏名/法人名、住所、市民権) 申請書の連絡先 属、品種の種子名(ロシア語およびラテン語名) 新品種の名称(出願人の言語での名称とロシア語の音訳) 選択番号 著者についての情報 新品種の原産国 以前の申請書に関する情報(存在する場合) 新品種の試験栽培(使用)のロシア連邦や該当地域の推奨状(申請種を複数の地域で販売した際、その地域数の分だけ書類を集める必要あり) 	新品種の申請書 <ul style="list-style-type: none"> (育成者権の登録がない場合に必要)
委任状	<ul style="list-style-type: none"> 法的後継者および中間代理人については、公的証明書必要 	提携書式による新品種の説明 <ul style="list-style-type: none"> 新品種の属・種 新品種と選考番号 植物の定義、種子のラテン語での名前、種類と型 申込者名 選択、創出、新品種の同定までの経緯と手法 製品使用上の新品種の目的 栽培技術、再生機能の特長 耐凍性、耐乾燥性、製品品質に関する実験研究からのデータ。また、標準と比較して提案された新品種の経済的および生物学的特性を特徴付ける主な指標に関するデータ 免疫学的評価の結果および標準的および指標となる品種と比較しながらの、硬い感染性(侵襲的)背景での病気・害虫に対する抵抗性の試験結果
新品種を特徴付ける一連の写真	<ul style="list-style-type: none"> スケールルーラー、白黒またはカラー透明(24x36cm)の花、花序、植物の生殖部および商業的に使用される段階での正常に発達した植物を有する白地に白黒またはカラーの写真(9x12cmまたは13x18cm)の提出 	

出所) Regulations of the State Commission of the Russian Federation for Trial and Protection of Selection Achievements

ロシアにおける使用権の登録については、下記の通り 12 の地域区分が設定されており、種苗の販売対象となる各地域においてそれぞれ使用権の登録が必要となる。

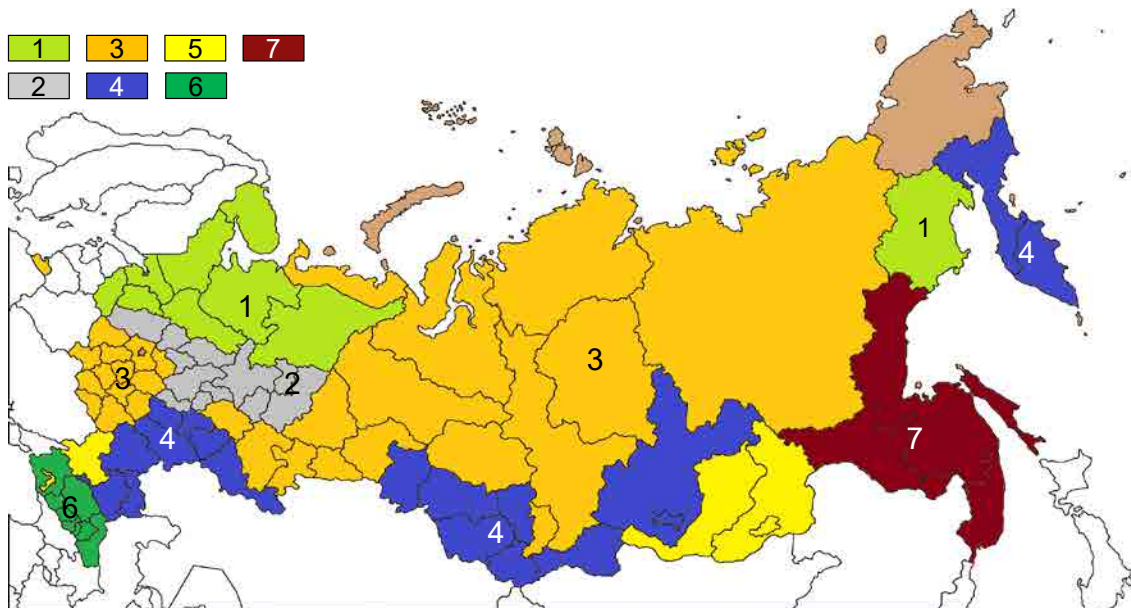
図表 10 ロシアにおける使用権登録における 12 の地域区分



出所) Regulations of the State Commission of the Russian Federation for Trial and Protection of Selection Achievements

但し、温室等の露地栽培以外の野菜種子の使用権については、以下の 7 つの地域区分が適用されている。

図表 11 ロシアにおける使用権登録における温室等向け野菜種子の使用権の 7 の地域区分



出所) Regulations of the State Commission of the Russian Federation for Trial and Protection of Selection Achievements

ロシアにおける使用権登録の基準として、「経済的有用性」という項目が存在し、上述した各地域における試験栽培を経た審査が必要となる。経済的有用性の審査基準は、以下に示す委員会の HP 上に公開されている。

- ① 農産物の品種テストの国家審査方法（第一版、1986 年版、主に全般的なテストの方法）
http://gossort.com/docs/rus/METHODICA_ISP.pdf
- ② 農産物の品種テストの国家審査方法（第二版、1989 年版、主に穀物、豆類、トウモロコシ、飼料のテストの方法）
https://gossort.com/docs/rus/metodica_2.pdf
- ③ 農産物の品種テストの国家審査方法（第三版、1983 年版、主に採油類、薬用植物等のテストの方法）
https://gossort.com/docs/rus/metodica_3.pdf
- ④ 農産物の品種テストの国家審査方法（第四版、2015 年版、主に採芋、野菜、スイカ類のテストの方法）
https://gossort.com/docs/rus/metodica_4.pdf
- ⑤ 農産物の品種テストの国家審査方法（第五版、1970 年版、主に果物、漿類、茶類等のテストの方法）
<https://gossort.com/docs/rus/metodica5.pdf>

審査方法は、品種により異なり、それぞれ約 200 頁に及び、ロシア語のみで公開されている。

例えば各品種の試験のための区画の大きさは、試験場の条件、品種及び栽培の繰り返し回数に応じて設定され、多くの野菜・果物については、試験栽培の回数は 4～6 回と規定されている。

経済的有用性の主要な基準は、下表の通りである。

図表 12 果実・野菜分野の多くに共通する「経済的有用性」の主要審査基準

審査基準	概要
生物季節に関する試験	播種データ、種苗の発生・成熟、果実の熟成・摘果、耐寒性（霜の発生により植物が枯れるか等）、耐乾性など（品種に応じ、詳細の規定あり）
化学物質に関する分析	試験品種の果実、塊茎、根又は他の栄養器官の化学分析は、Gossort 委員会の研究所又は他の施設で少なくとも 2 年間実施。品種の種類に応じて、乾燥基準、砂糖、スクロース、ビタミン C、カロチン、全窒素、セルロース、デンプン、油分、pH、カテキン等について分析。

審査基準	概要
技術的評価	各種加工に適した品種であるかを評価。缶詰業界に推奨される品種について技術評価を実施。 技術的及び化学的結果に基づき、缶詰向けの野菜品種の利用可能性、原材料の分析、保存性、最終製品について、技術・化学的分析及び加工製品の食味検査を実施。
収穫量	収穫量は、作物販売金額から推定され、この指標に基づき統計処理と品種分類を実施。果実の成熟度、大きさ及び換金部分の平均質量を推定。作物の非換金割合、病気・損傷の種類により分類・評価。
食味評価	各特徴の評価及び一般的評価が1～5の点数で採点。果実は外観、香り、味、水分量、食感等により評価。
保存性	品種による果物の保存性は、果物が品質・外観を保持する時間に基づいて推定（重量（kg）ベース及び比率（%）） 重量の減少、果実の熟した状態、味、萎れなどの状態を考慮。
病害虫による被害に関する評価	評価は、有病率及び病変・損傷の程度に基づいて実施。病害虫は以下の3グループに区分。 1) 全ての植物に共通ではない病害虫であるが、植物の死滅又は深刻な育成障害を引き起こし、生産性を著しく低下させるもの 2) 多くの植物に共通の病害虫であるが、被害の程度又は植物器官への損害は植物の品種により異なるもの 3) 全ての植物に共通ではない病害虫であるが、植物の品種、種類により損害を引き起こすもの
生物季節学に関する試験	播種データ、種苗の発生・成熟、果実の熟成・摘果、耐寒性（霜の発生により植物が枯れるか、等を含む）、耐乾性など（品種に応じ、詳細の規定あり）
化学物質に関する分析	試験した品種の果実、塊茎、根又は他の栄養器官の化学分析は、Gossort委員会の研究所又は他の施設で少なくとも2年間行われる。品種の種類に応じて、乾燥基準、砂糖、スクロース、ビタミンC、カロチン、全窒素、セルロース、デンプン、精油、pH、カテキン等について分析が行われる。
技術的評価	各種加工向けの高品質の品種のセレクション。缶詰業界に推奨される品種について技術評価が実施される。 技術的及び化学的結果に基づき、缶詰向けの野菜作物の品種の利用可能性、原材料の分析、保存、完成品の技術的及び化学的分析及び加工製品の食味検査を実施。
収穫量	収穫量は、作物の販売向けの量（換金金額）によって推定され、この指標に基づき統計処理と品種分類が行われる。商品の換金部分の割合は、その総質量から計算される。果実の成熟度、大きさ及び換金部分の平均質量が推定される。作物非換金部分、病気・損傷の種類により分類・評価される。
食味評価	食味評価は5点制で採点を実施される。各特徴の評価及び一般的評価が1～5の点数で示される。果実は外観、香り、味、水分量、食感等によって評価される。
保存性	品種による果物の保存性は、果物が品質・外観を保持する時間に基づいて推定される。重量（kg）ベース及び比率（%） ベースの重量の減少、果実の熟した状態、味、萎れなどの状態が考慮に入れられる。

審査基準	概要
病害虫による被害に関する評価	<p>評価は、有病率及び病変・損傷の程度に基づいて行われる。病害虫は以下の3グループに区分される。</p> <p>1) 全ての植物に共通ではない病害虫であるが、植物の死滅又は深刻育成障害を引き起こし、生産性を著しく低下させるもの</p> <p>2) 多くの植物に共通の病害虫であるが、被害の程度又は植物器官への損害は植物の品種により異なるもの</p> <p>3) 全ての植物に共通ではない病害虫であるが、植物の品種種類により損害を引き起こすもの</p>

出所) Gossortkomissiya HP より NRI 作成

ロシアにおける経済的有用性の審査項目の特徴としては、収穫量、病害虫・気候等への耐性等の、品種の栽培上の障がいの有無に関する項目に加え、栄養価、加工への適正、食味評価、保存性等、食品の加工・消費における有用性・市場競争力についても評価の対象となっている。

ロシアにおいて使用権が定められたのは1930年代であり、審査基準の改定は過去に複数回行われているものの、基本的には制定当時とほぼ同一の規則が現存している。

この経済的有用性の制度趣旨について、委員会副委員長への聴き取り及びユーラシア特許庁法務部長の見解について調査したところ、以下の見解が得られた。

図表 13 「使用権」の制度趣旨に関するロシアの見解

調査対象	調査結果
”Gossortkomissiya”副委員長 Yu.L.Goncharov 氏へのインタビュー結果	<p>「使用権」は、ロシア各地での栽培試験により新品種の安全性と有用性を証明する制度であり、消費者の安全確保とロシアの農業生産者にとっての有用性という観点から非常に重要である。</p> <p>育成者権が制定された後も、農業省や農業生産者等の多くの農業関係者は、上記制度は不可欠であるという意見を持っている。そのため、「使用権」自体は1930年代に制定されたにもかかわらず、現在まで維持されている。</p>
V.I.Eryomenko ユーラシア特許庁法務部長の見解	<p>「使用権」は、食の安全と経済的な有用性を確保し、住民の健康を守るためのシステムである。また、GMO（遺伝子組み換え食品）のロシアへの輸入を規制するためのシステムとしても位置付けられている。</p> <p>（出所：V.I.Eryomenko ユーラシア特許庁法務部長、「法律と経済」誌、2015年1号、「ロシア連邦における新品種の法的保護」）</p>

経済的有用性に基づく使用権の制度は、ロシア農業省、農業生産者及び学術団体等によって、新品種の安全性と有用性を承認する非常に重要なシステムと認識されている。制度趣旨としては、消費者と農業生産者の双方の保護が目的とされている。また、特に学会は、GMO製品の輸入防止のために不可欠な制度としても認識されている。

EUにおける品種登録制度の概要

これまでの調査から、ロシアにおける品種登録制度の特徴として、種苗の販売に際する「使用权」の取得義務及びその審査基準である経済的有用性等が明らかとなった。

一方で、EUにおいても、ロシアと同様に、育成者権とは別に、種苗の販売に際しては販売登録制度があり、EU加盟各国のNational Listへの登録を経て、初めて種苗の販売が可能となる。そのため、EUの育成者権及び販売登録制度の手続について整理し、ロシア制度との比較を行うことで、具体的なロシアへの改善要望の妥当性を検討する。

2.2.2.1 調査実施方法

EUにおける品種登録制度の調査方法としては、CPVO（Community Plant Variety Office）及び欧州委員会のHP等を中心とする文献調査に加え、EUにおけるEU関連機関及び主要国の管轄機関へのインタビュー調査を実施した。

本事業でインタビュー調査を実施したEUにおける関連機関は以下の通りである。

図表 14 EU制度調査におけるインタビュー実施対象

機関名称	概要	所在地
CPVO	EUにおける育成者権管轄機関	France/Angers
GEVES	フランスの品種登録管轄機関	France/Angers
ESA (European Seed Association)	欧州における種苗生産・流通事業者の業界団体の統括機関。各国の業界団体、個別民間企業及び研究機関が加盟する団体	Belgium/Brussels
EU Commission (Plant Reproductive Material)	欧州委員会の植物安全審査及び品種登録の管轄部署と面談	Belgium/Brussels
Board for Plant Varieties (Raad voor plantenrassen)	オランダの品種登録の管轄機関	Netherlands/Roelofarendsveen
Bundessortenamt (Federal Plant Variety Office)	ドイツの品種登録の管轄機関	Germany/Hannover

2.2.2.2 EUにおける育成者権登録

EUにおける育成者権の登録については、1995年4月より、フランスのAngersに所在するCPVO（“Community Plant Variety Office”〈欧州植物品種庁〉）が、品種登録の審査・管理を一元的に実施している。育成者権の登録基準は、1991年署名のUPOV条約に準拠している。なお、英国のEU離脱に伴い、英国ではEUとは別途品種登録が必要となる見通しであるが、現在詳細について議論中である。

なお、EU加盟28ヶ国の内24ヶ国で国家レベルの育成者権認定制度が存在する。但し、国家レベルの認定の場合、育成者権者の効力はEU全体には及ばない。また、国家レベルでの育成者権の登録件数はCPVOでの登録件数（年間約3,000件）と比較して少なく、例えばフランスの場合は、年間約100件である。

申請者は、CPVOに書面又はオンラインの申請書を提出した後、DUS（区別性・均一性・安定性）要件、Novelty（未譲渡性）等に関する審査を受ける。

EU各地に、19ヶ国24ヶ所に存在する審査機関において実地審査が行われる。CPVOによる審査機関の決定は品種により異なり、CPVOがどの審査機関で検査を行うかを決定する。審査機関の所在地は下図の通りである。

図表 15 CPVOの審査機関所在地



出所) CPVO HP 及び CPVO、GEVES インタビューより NRI 作成

また、EUにおける育成者権登録に係る主な費用は、以下の通りである。

図表 16 EUにおける育成者権登録に掛る主な費用

費用	詳細区分	ユーロ	
Application fee	Online	450	
	Paper	650	
Examination fee	Agricultural group	Potato	1,760
		Oilseed rape	1,860
		Grasses	2,430
		Other agricultural species	1,530
	Fruit group	Apple	3,050
		Strawberry	2,920
		Other fruit species	2,810
	Ornamental group	Species with living reference collection, greenhouse test	2,020
		Species with living reference collection, outdoor test	1,960
		Species with non-living reference collection, greenhouse test	1,940
		Species with non-living reference collection, outdoor test	1,730
		Species with special conditions	3,350
	Vegetable group	Species, greenhouse test	2,360
Species, outdoor test		2,150	
Fee for taking over reports		320	
Annual fee		330	

出所) Commission regulation (EC) No. 1238/95, amended by Regulation (EC) No. 329/2000, Regulation (EC) No. 569/2003, Regulation (EC) No. 1177/2005, Regulation (EC) No. 2039/2005, Regulation (EC) No. 572/2008, (EU) n°1294/2014 and (EU) n° 2141/2016.

2.2.2.3 EUにおける販売登録制度

一方、販売登録制度については、原則として種苗販売を行う各国の管轄当局による審査の上、「National List」への登録が必要となる。登録国以外での販売はできない。

但し、穀物及び野菜（“Agricultural and vegetable species”）については、加盟国の内最低1ヶ国のNational Listに登録されれば、EU共通カタログ（“EU Common Catalogue”）に登録され、EU全土での販売が可能になる。なお、EU共通カタログに登録された品種であっても、加盟国の裁量により当該国の中で販売を制限することが出来るという例外規定が認められているが（Council Directive 2010/680/EU）、この例外規定を適用するためには、合理的な制限理由を欧州委員会へ説明する必要があり、また同例外規定が適用される品種は限定的である。例えば、ドイツの場合には、国内法で栽培の禁止されている大麻にのみ適用されている。

National Listへの登録の特徴的な審査基準として、EUではVCU（Value of cultivation and use）要件が存在することが挙げられる。VCU要件は、EU全体の基準のガイドラインとしては、①収穫量、②有害生物（病害虫）への抵抗、③環境への適応、④品質特性、という4項目が規定されているが、詳細は各国別に異なる基準が適用される。

但し、VCU 要件が審査対象となるのは、“Agricultural crops”のみであり野菜等その他の品種については、VCU 要件は適用されない。

また、果樹については、育成者権の要件である DUS（区別性、均一性、安定性）の要件の充足が認定されれば、National List への登録を行わずに EU 全土で販売が可能となる。

なお、樹木、観賞用植物等のその他の植物については、各国別に販売登録が必要となるが、EU 加盟各国の基準については、データベースの一元管理がなされている。

上記の、EU における販売登録の制度概要について、下表に整理した。

図表 17 EU における販売登録の制度概要

項目		Agricultural and vegetable species	その他		
			Forest tree species	Fruit genera and species	Vine propagating material of the genus Vitis
登録方法	一般規定	EU 加盟国の内最低 1 ヶ国の "National List" に登録が必要。 "National List" に登録されれば、EU の "Common Catalogue" に登録され、EU 全土で販売が可能になる	各国別の販売品種登録が必要	DUS (区別性・均一性・安定性) 要件の充足のみで販売が可能 (National List への登録は不要)	各国別の販売品種登録が必要
	備考	例外規定として、植物の品種により、上記の "Common Catalogue" とは別の販売登録管理を行うことが認められている	Forest Reproductive Material Information System (FOREMATIS) のデータベースにより、加盟各国における登録要件・状況を一元的に情報共有	FRUMATIS (Fruit Reproductive Material Information System) により、加盟各国における登録要件・状況を一元的に情報共有	"Common Catalogue of Vine Varieties" により、加盟各国における登録要件・状況を一元的に情報共有
審査方法		<ul style="list-style-type: none"> DUS 要件の審査 穀物については、VCU 要件 (収穫量、有害生物 (病害虫) への抵抗、環境への適応、品質特性等) 	各国の当局による販売品種登録が必要 (審査基準は各国により異なる)	DUS (区別性・均一性・安定性) 要件の充足	各国の当局による販売品種登録が必要 (審査基準は各国により異なる)
主要根拠法令		Council Directive 2002/53/EC Council Directive 2002/55/EC Council Directive 2008/72/EC Commission Directive 2003/90/EC Commission Directive 2003/91/EC Commission Regulation 637/2009/EC	Council Directive 1999/105/EC Commission Regulation EC 1597/2002	Council Directive 2008/90/EC Commission Implementing Directive 2014/97/EU	Council Directive 68/193/EEC Commission Implementing Decision (EU) 2017/478

出所) 欧州委員会 HP 及びインタビューより NRI 作成

欧州における VCU 要件は、1960 年代に制定された規定である。第二次大戦後の食糧難を経験し、食料安全保障の側面から、作物の収穫量が最も重要だった。現在では、農産物が病害虫等の大きなリスクを伴わずに一定の収量を挙げられることを保障するという観点から、農業生産者の保護が主眼となっている。この点では、ロシアにおける「経済的有用性」に近い制度趣旨である。但し、近年は環境への適用性の項目など、農業の持続可能性の観点も強くなっていることに留意が必要である。

なお、野菜等の作物については、VCU 要件は適用されない理由については、食料安全保障の観点から、戦略的な重要度の高い“**Agricultural crops**”のみが対象となったと考えられている。

また、上述の通り、VCU 要件の規定は、ロシアにおける使用権の「経済的有用性」と類似しているが、EU における VCU 要件の審査対象が“**Agricultural crops**”に限定されている一方、ロシアはほぼ全品種が経済的有用性の審査対象となる。

EU における VCU 要件の運用における特徴としては、各国により、品種の販売登録の後に行われるフォローアップが挙げられる。販売登録後の民間ベース・地域政府ベースの任意運用による VCU 要件の審査・データベース作成も行われており、その結果を受け品種の推奨がなされる場合もある。

運用は各国により異なり、例えばオランダでは民間機関がフォローアップ及び推奨品種のリスト化を行う一方、ドイツ等の国では、地方政府によるフォローアップの試験・推奨品種のリスト化が行われる。

オランダ及びドイツにおける販売登録後のフォローアップ・品種推奨に関する任意運用の事例を、下図に示した。

図表 18 オランダ・ドイツにおける販売登録後の品種推奨に関する任意運用事例(穀物の場合)

	オランダ	ドイツ
<p>EU共通の 必須手続</p> <p>販売登録</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品種登録機関(“Raad voor plantenrassen”)が審査を行い、National Listに登録 National List登録後、「EU共通カタログ」に登録 	<ul style="list-style-type: none"> 品種登録機関(“Bundessortenamt”)が審査を行い、National Listに登録 National List登録後、「EU共通カタログ」に登録
<p>各国内で 任意に実施 される運用</p> <p>販売後 審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> “CSAR”という民間機関(種子企業の業界団体、農協、農家、種子生産者等の民間セクターから構成)が、販売登録後のパフォーマンスを基に、推奨リストを作成 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ国内の地方政府が販売登録後のパフォーマンスを基に、推奨リストを作成
<p>種苗の 購買</p>	<ul style="list-style-type: none"> “CSAR”の推奨リストを参照し、各農業生産者が種子を選定・栽培 農業生産者による栽培結果は、“CSAR”のデータベースに蓄積される 	<ul style="list-style-type: none"> 地方政府の推奨リストを参照し、各農業生産者が種子を選定・栽培 農業生産者による栽培結果は、地方政府のデータベースに蓄積される

出所) Board for Plant Varieties (オランダ品種庁) 及び Bundessortenamt (ドイツ品種庁) インタビューより NRI 作成

また、EU においては、販売登録が完了した品種の種苗販売に際しては、「販売要件 (“Marketing requirements”)」に基づく増殖や販売に係る審査が各国の当局により実施される。

実地調査も行われ、収穫前に担当官が検査を行い、純粋性・コンタミ等を検査する。

EU における「販売要件 (“Marketing Requirements”)」の主要基準については、下表の通りである。

図表 19 EU における「販売要件 (“Marketing Requirements”)」の主要基準

甜菜	<ul style="list-style-type: none"> • 病気のステータス • 種子の純度 • 発芽率 	種芋	<ul style="list-style-type: none"> • 健康・品質基準(腫瘍及び瘦果病の有無等) • 品種の独自性 • 最小サイズの要件
油糧・繊維作物	<ul style="list-style-type: none"> • 品種の独自性及び純度 • 種子の純度 • 発芽率 • 他の植物種の種子の含有量 • 有害生物(病害虫)の存在 	果実	<ul style="list-style-type: none"> • 独自性 • 品質 • 植物の健康
穀物	<ul style="list-style-type: none"> • 品種の独自性及び純度 • 種子の純度 • 発芽率 • 他の植物種の種子の含有量 • 有害生物(病害虫)の存在(麦角菌等) 	野菜	<ul style="list-style-type: none"> • 作物の品質・純度 • 品種の特徴 • 繁殖システム • 台木等の部分に関する栽培方法が確立されているか
飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> • 品種の独自性及び純度 • 種子の純度 • 発芽率 • 他の植物種の種子の含有量 • 有害生物(病害虫)の存在 	ワインぶどう	<ul style="list-style-type: none"> • 品種の独自性 • 技術的純度 • 健康(有害なウイルス性疾患の存在) • グレーディング及び品質
		観賞用植物	<ul style="list-style-type: none"> • バッチによる区分及びマーキング • 必要に応じて品種の正確な識別 • ラベリング

出所) 欧州委員会 HP より NRI 作成

2-2-3 ロシアにおける品種登録に関する論点比較

2.2.3.1 育成者権に関する論点比較

ここまで整理したロシア及び EU における品種登録制度を踏まえ、本節ではロシアにおける品種登録制度の課題等に関する主要な論点について、EU 及び日本との詳細比較を実施する。

まず、育成者権の登録について、ロシア、EU 及び日本についての論点の比較を、下図の通り整理した。

図表 20 育成者権に関するロシア・EU・日本の制度比較

		ロシア	EU	日本
認定機関		ロシア農業省傘下機関"Gossortkomissiya"(新品種試験保護国家委員会)※1	CPVO (Common Plant Variety Office(欧州植物品種庁))※4	農林水産省(農林水産大臣が認定)
認定要件		UPOV条約(1991年条約)に準拠		
保護対象範囲		UPOV条約(1991年条約)に準拠		
手続	審査委員会	有(年に1回(12月~1月の間)開催)※2	有(作物の栽培暦を勘案し開催。穀物:年1回、野菜:年2~3回)	無
	出願受理	随時出願受付	随時出願受付	随時出願受付
	審査期間	一般的に2-3年※3	穀物の場合は2年間 野菜の場合は1年間	一般的に2-3年
	審査結果公表	年1度のみ開催の審査委員会が審査結果公表を行う	穀物の場合は年1回(1月) 野菜については年2~3回	随時登録・公表

※1 State Commission of the Russian Federation for Trial and Protection of Selection Achievements

※2 同審査委員会Yu.L.Goncharov副委員長インタビュー結果より

※3 同上

※4 "Regulation EC 2100/94"及び関連指令

改善要望提示の対象となり得る論点

出所) NRI 作成

ロシアは日本及び EU と同様、UPOV 条約（1991 年条約）の加盟国であり、育成者権登録の基準及び育成者権者の利益保護対象範囲等については、国際条約を遵守しており、問題は存在しない。参考までに、各国の育成者権制度と UPOV 条約との比較について、下図の通り整理した。

図表 21 各国の育成者権の認定要件・効力範囲と UPOV 条約との比較

項目	UPOV条約の規定(1991年条約)	各国の適用状況			
		ロシア	EU	日本	
保護対象植物	全植物	○	○	○	
認定要件	<ul style="list-style-type: none"> • DUS要件: Distinctness(区別性)、Uniformity(均一性)、Stability(安定性) • Novelty(未譲渡性): その品種を(出願国で)譲渡した後、1年以内に出願すれば品種保護を受けられる • Suitability of denomination(名称の適切性) 	○	○	○	
育成者権の効力の及ぶ範囲	種苗段階 以下の行為について許諾が必要: <ul style="list-style-type: none"> • 生産 • 調整 • 販売の申し出 • 販売その他の商業的譲渡 • 輸出 • 輸入 • 上記行為のための保管 	○	○	○	
	収穫物段階 種苗の段階で権利行使する合理的な機会のなかった場合、収穫物にも権利行使をすることができる	○	○	○	
	生産物段階 各国の裁量で、収穫物の段階で権利行使する合理的な機会のなかった場合、収穫物から直接生産されたものに対しても育成者権の効力を及ぼすことができる	—	—	○	
育成者権の存続期間	一般	登録から20年以上	30年	25年	25年
	永年性植物	登録から25年以上	35年	30年	30年

出所) 各種公開情報より NRI 作成

但し、育成者権の登録手続については、ロシアにおいては、全品種の審査を担う機関である委員会が年間に1度しか開催されない。EUではロシアと同様にCPVOの審査委員会があり、作物の収穫暦に併せて開催される。例えば、穀物等の1年サイクルの作物については年間1度(12月附近)のみの開催であるのに対し、野菜等のサイクルの短い作物については、年間に最大3回(3月、6月、12月)に開催される。このため、EU、日本と比較してロシアでの育成者権登録に要する期間は長くなっている。

2.2.3.2 種苗販売制度に関する論点比較

次に、種苗販売制度の登録について、ロシア、EU及び日本についての論点の比較を、下図の通り整理した。

図表 22 種苗販売に関するロシア・EU・日本の制度比較

		ロシア	EU	日本
登録（許可） 制度の有無		有（「使用権」の取得が必要）※1	有（各国のNational Listへの登録が必要）※6	無（農林水産大臣に対し「種苗業者」登録を行い、「指定種苗」について一定の表示義務の履行が必要）*
管轄・ 認定機関		"Gosortkomissiya"（新品種試験保護国家委員会）	加盟各国の管轄機関※6	—
認定要件		・DUS要件 ・「経済的有用性」（品種により異なる認定基準有り）※2	・DUS要件（育成者権のDUS審査を利用可） ・"VCU要件"（Value for cultivation and use）穀物のみ※6	—
手 続	審査 委員会	有（年に1回（12月～1月の間）開催）※3	有（作物の栽培暦を勘案し開催。 穀物：年1回、野菜：年2～3回）	—
	出願 受理	随時出願受付	随時出願受付	—
	審査 期間	一般的に1-2年※4	穀物の場合2年2ヶ月が平均 （野菜の場合DUS審査の期間に準拠）	—
	審査結果 公表	年1度のみ開催の審査委員会が審査結果 公表を行う	穀物の場合年1回（1月） （野菜の場合DUS審査の期間に準拠）	—
	その他	販売許可が12地域に分かれており、販売対象となる地域で栽培試験を通じた使用権の取得が必要。※5	穀物及び野菜については、加盟国の内最低1ヶ国で登録が行われれば、EUの"Common Catalogue"に登録され、EU全土で販売が可能。※7 果樹は、育成者権のみで販売可能	—
出願中の 仮販売	認められない	加盟各国の載量で、最大3年間の仮販売が認められる（穀物のみ数量制限有り）※7	—	

※1 「種子栽培法」第149-FZ号（"Seed Growing Law" #149-FZ of 17-Feb-1997）

※2 State Commission of the Russian Federation for Trial and Protection of Selection Achievements

※3 同審査委員会Yu.L.Goncharov副委員長インタビュー結果より

※4 サカタのタネ社インタビューより

※5 State Commission of the Russian Federation for Trial and Protection of Selection Achievements

※6 "Council Directive 2002/53/EC"及び関連指令

※7 "Council Directive 2002/55/EC", article 23 (a), (b)

改善要望提示の対象となり得る論点

種苗の販売については、ロシアでは「使用権」の登録が、EUでは「National List」への登録が必要であり、種苗販売に際して販売登録が必要となる点で類似の制度が適用されている。

ロシアにおける使用権とEUにおける販売登録の事務上の比較を行うと、先述の育成者権と場合と同様に、ロシアでは年1回開催の委員会が審査を実施するのに対し、EUの主要国では、栽培歴にあわせ審査の複数回の実施がなされている。

また、販売登録制度について、DUS要件はロシアとEUで共通であるのに対し、ロシアでは使用権の取得に際し「経済的有用性」の基準が、EUでは「VCU（Value of cultivation and use）要件」の基準が存在する。前述の通り、ロシア及びEUの双方で、種苗販売に際し販売登録が必要であり、その審査基準として当該種苗を使用する農業生産者の保護を目的とした審査が実施されるという基本的な構造は類似している。

一方で、対象品目や運用の厳格性等の個別の論点については、ロシアとEUとの間で差異がある。以下、EUにおける販売登録制度の特徴を整理しつつ、ロシアとの制度比較を行う。

下図は、EUにおける種苗販売制度の特徴の概要である。

図表 23 EU における種苗販売制度の特徴

品種区分	審査基準		National List	EU共通カタログ	備考
	DUS要件	VCU要件			
穀物	✓	✓	✓	✓	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国の内最低1ヶ国の「National List」に登録されれば、EUの「Common Catalogue」に登録され、EU全土での販売が可能になる。 VCU要件の詳細は各国の当局により異なる規定が適用される。 VCU要件の制度趣旨の重点も各国により異なるが、農業生産者の保護という観点が強い。
野菜	✓	—	✓	✓	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国の内最低1ヶ国の「National List」に登録されれば、EUの「Common Catalogue」に登録され、EU全土での販売が可能になる。 販売登録に際し、育成者権を取得済みの品種については、DUS要件の審査では、育成者権取得時の審査結果を引継ぐことができる。
果樹	✓	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 販売に際しては、DUS要件が認められた時点で、National List及びEU共通カタログに登録されたのと同様の効力が認められ、EU全土での販売が可能となる。 なお、数年前に上記のような制度運用の変更が行われた。
その他	✓	—	✓	—	<ul style="list-style-type: none"> 販売に際しては各国別のNational Listへの登録が必要。(各国の審査基準については、EUの共通データベースで管理されており、閲覧可能)

出所) 欧州委員会 HP 及びインタビューより NRI 作成

EU においては、種苗の販売には販売を行うそれぞれの国での販売登録（原則として各国の National List への登録）が必要である。但し、穀物及び野菜については加盟国の内最低 1 ヶ国の National List に登録されれば、EU の Common Catalogue に登録され、EU 全土での販売が可能になる。

また、果樹については DUS 要件の充足が認定されれば、National List への登録を行わずとも EU 全土での販売が可能となる。

EU の販売登録における CVU (Value of cultivation and use) 要件は、ロシアの「使用権」認定に際する「経済的有用性」に類似した側面があり、農業生産者及び加工事業者の保護という側面が強い。但し、ロシアでは「経済的有用性」の審査がほぼ全ての品種に適用されるのに対し、EU では VCU 要件は穀物のみ適用される。

上述したロシアと EU との制度の比較を整理すると、以下の点が特に重要な差異であると考えられる。

- ① 育成者権及び販売登録の双方において、ロシアの委員会は年 1 回の開催であるのに対し、EU では作物の栽培歴に合せた複数回の開催のため、EU の登録手続はより迅速である。
- ② ロシアにおける販売登録（「使用権」取得）については、全ての作物に「経済的有用性」の審査の為に栽培試験が求められる。一方、EU では「VCU 要件」の審査対象となるのは「Agricultural crops」のみであり、それ以外は、育成者権と同様の DUS 要件のみで販売登録が可能である（果樹は販売登録自体が不要）。
- ③ ロシアでは販売登録の地域が 12 地域に分かれており、各地域での販売登録が必要となるのに対し、EU では穀物と野菜については、加盟国の内 1 ヶ国の National List に登録されれば、EU 共通カタログに登録がなされ EU 全土で販売が可能になる。

- ④ 販売登録申請中の品種について、EU では「仮販売」が条件付で認められているが、ロシアでは「仮販売」に関する規定は存在しない。

2-2-4 ロシア政府に対する改善要望案

上記に見てきたように、ロシアにおける品種登録制度の課題については、大きく以下の3点に集約できる。

1. 育成者権及び使用権の委員会が年に1度のみ開催されるため、登録手続に時間を要する。
2. 商用販売に関する使用権の手続について、全ての作物への「経済的有用性」の審査の実施や、12地域別の登録が必要等、登録手続・審査が厳格である。
3. EU では認められている、申請中の「仮販売」が認められていない。

特に、上記の1.及び2.について、EU との比較で明らかになったのは、EU においては、登録手続及び販売登録審査における審査基準において、作物別にことなる柔軟な制度を設けている点である。

具体的には、育成者権及び販売登録の申請手続に関しては、作物の栽培暦を考慮し、野菜等の作物については年間に複数回の審査を実施している。また、販売登録に際するVCU要件（ロシアの「経済的有用性」に相当）の適用範囲は、食料安全保障等の戦略上重要な“Agricultural crops”に限られており、野菜・果樹等の作物については対象外としている。

また、3.については、EU では販売登録申請中の種苗の「仮販売」を認めている。特に、野菜等の開発・収穫サイクルの短い作物については、仮販売制度は事業者にとって商業利用上重要な制度と認識されており、EU では約95%の事業者が仮販売制度を利用しているとのことである。

以上の論点を踏まえ、下表において、ロシアにおける品種登録制度の課題について整理を行うとともに、今後ロシア政府に対して改善要望を提示することが有効と考えられる内容を整理した。

図表 24 品種登録制度に関する改善要望(案)

分類	#	ロシア制度に関する論点	日本・EUにおける制度との比較	改善要望仮説
1. 育成者権	1-①	出願受理・審査結果公表を行う委員会が年1度のみ開催のため、出願受理・審査結果公表が随時行われない	<ul style="list-style-type: none"> 日本では、出願受理、審査結果公表は随時実施。 EUにおいては、出願受理は随時。審査委員会は、栽培暦に合せ、穀物の場合年間1回(1月)、野菜の場合年間最大3回(3月、6月、12月)開催される。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査委員会を年に複数開催するなどの運用の改善要望を提示する。 また、上記の改善に際しては、作物の栽培暦に合せたEUの開催頻度が参考となる。(温室栽培向けの野菜に例外措置を設ける等)
2. 種苗販売制度	2-①	同上	<ul style="list-style-type: none"> 日本では、販売登録制度が存在しない。 EUにおいては、出願受理は随時。審査委員会は、栽培暦に合せ、穀物の場合年間1回(1月)、野菜の場合年間最大3回(3月、6月、12月)開催される。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	2-②	販売権(「使用権」)取得に要する審査期間が長い(野菜の場合1-2年)	<ul style="list-style-type: none"> EUでは、穀物以外の作物については、販売登録において育成者権と同様のDUS要件のみが適用され、育成者権を取得済みの品種は、その審査結果を引継いで販売登録を行うことが可能。 穀物のみ「VCU(Value of cultivation and use)」要件の審査が別途行われる。 なお、果物はDUS要件が認められれば、販売登録は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ロシアにおける「経済的有用性」(EUのVCUに相当)の対象作物の限定を要望する(穀物等に絞る、(温室栽培向けの野菜に例外措置を設ける、等)。
	2-③	販売許可が12地域に分かれており、それぞれの地域で許可の取得が必要。	<ul style="list-style-type: none"> EUでは、穀物及び野菜については、加盟国の最低1ヶ国で許可が下りれば、EU全土で販売が可能になる。(但し、各国別の例外規定は認められている) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域別の販売登録、気候条件による著しい生育の差異が生じる等の科学的な問題の生じない品種については、販売登録が必要となる地域数の緩和等を要望する。
	2-④	EUでは認められている出願中の仮販売が認められていない	<ul style="list-style-type: none"> EUでは販売登録申請中の「仮販売」が最大2年間認められており、多くの企業が同制度を利用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「使用権」出願中の仮販売を一部認めるよう要望を提示する。

2-3 ロシアにおける食品加工工場設立に関連する法規制

先述した日本企業へのヒアリングに基づき、ロシアにおける食品関連工場の設立に関する法規制上の問題点として、主に以下の2点が指摘された。

- ロシア極東 TOR における工場インフラ整備に関する優遇措置が規定通りに履行されていない
- 工場の設計・建設に関するロシア固有の厳格な基準が存在する。それに伴い、事実上設計・施工をロシア企業に発注せざるを得ない

上記について、まず、ロシア極東 TOR の概要及び優遇措置について情報の整理を行った。また、本事業では、今後日本企業がロシアにおいて食品工場を設立する際の参考情報として、ロシアにおける食品工場に固有の、衛生・環境基準、原材料輸入手続、生産設備・生産工程に関する規制、包装・ラベル規制等の概要についても、併せて整理を行った。

2-3-1 ロシア極東 TOR における優遇措置の概要

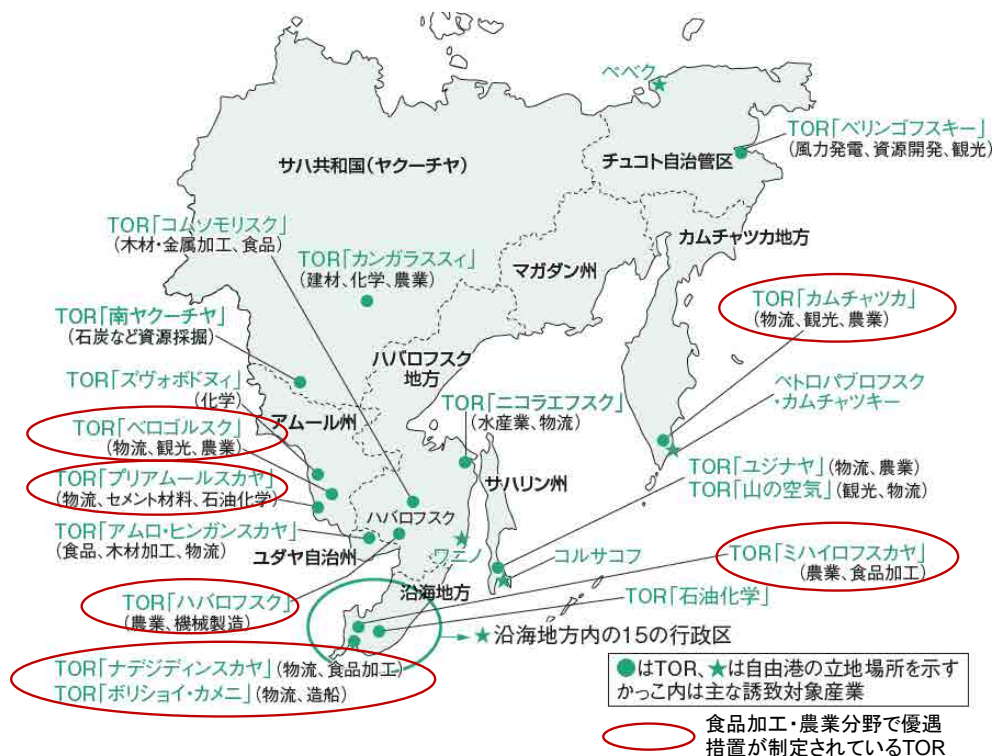
2015年3月30日より発効した2014年12月29日付連邦法第473-FZ号「ロシア連邦における優先的社会経済発展区域について」では、ロシア連邦政府の決定によって優先的发展区域が設置され、当該地域を対象として、一連の優遇措置を適用する体制が創設される。

同区域は、同連邦法発効後の最初の3年間は、極東地域および経済・社会状況が深刻な地域のみにおいて創設ができるが、3年が経過した後は、その他の地域においても創設することが可能となる。

同区域は「優先的社会経済発展区域（TOR）」と呼ばれ、従来の経済特区よりも、さらに進んだ規制緩和や行政手続の簡素化が図られている（2014年12月31日付連邦法519-FZ号「連邦法473-FZに関連する個別連邦法の改正について」）。

2019年3月時点では、ロシア極東においてTORが下図の通り設立されており、農業・食品加工分野における優遇措置を設定するTORも複数存在する。

図表 25 ロシア極東における TOR の設立状況



出所) JETRO 等を基に NRI 作成

税制面では、企業利潤税に関しては最初の利益が出た年から 5 年間は連邦税分（2017 年～2020 年は 3%）をゼロとし、地方税分（2017 年～2020 年は 17%）についても 5%以下までとする。資産税および土地税は 5 年間免除されるとともに、関税については自由貿易区域としての免税措置を受けることができる。

また、新型特区内で雇用する労働者に対する社会保障費負担については、30%から 7.6%の減免措置を受けることができる（2014 年 11 月 29 日付連邦法 380-FZ 号「連邦法 473-FZ の改正に伴う税法典第 2 部の改正について」）。2017 年 11 月現在、新型特区は、ハバロフスクや沿海地方を中心とする極東地方、および極東以外の特定都市において、55 カ所が選定されている。新型特区の存続期間は 70 年である。

TOR の優遇措置には、ロシア連邦・地方予算を基に TOR 区域内の電気・ガスなどのインフラが整備されており、それを安価な価格で使えることが挙げられている。

TOR における優遇措置の概要について、下表の通り整理した。

図表 26 TOR における優遇措置の概要

優遇税制・補助金	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>法人税・土地税の減免</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人税（20%）を、最初の 5 年間は免除、5～10 年目は 5% ➢ 10 年以降はロシアの一般的な課税制度に組み込まれる ● <u>付加価値税・輸入関税の免除</u>
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 付加価値税（18%）を免除。ロシアへの輸入関税も原則免除 • <u>社会保険料の減免</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通常 30%のところ、TOR の場合は 7.6% • <u>特恵的賃貸料金の適用</u> • <u>補助金の支給</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 連邦政府は、2020 年までの農業支援プログラムを策定し、補助金も決定（酪農における生産性向上のための補助金等）。 ➢ 2017 年からは、農業分野における投資のための融資利息も補助金でカバーされる（農業銀行は年利 5%で融資）。
規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> • <u>各種行政手続の簡素化・迅速化</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 建築許可、土地収用、送電網への接続、通関等（電気・ガス等のインフラ整備は連邦予算で実施される） • <u>外国人労働者受入基準の緩和</u> • <u>進出企業向けワンストップサービスの実施</u>

出所) 各種公開情報より NRI 作成

上記の通り、ロシア極東 TOR における各種優遇措置の内、電気・ガス等のインフラ整備をロシア連邦予算で整備し、入居者が安価で利用できるという点は、現地食品工場を設立する上で有利な条件である。

しかし、本調査において、インフラ整備が規定通りに履行されず、実際には入居企業が自前でインフラ整備を実施したという意見が聴取された。今後の日本企業の食品分野におけるロシア進出を促進する上でも、TOR における優遇措置の確実な履行をロシア側に求めることは有益と思われる。

2-3-2 ロシアにおける食品工場等設立に関する法規制の概要

2.3.2.1 外資企業によるロシアへの食品工場展開の概況

現在、ロシアにおいて食品製造を行う外資系事業者としては、乳製品・菓子類等が主体である。

近年ではロシアによる欧米諸国への制裁による食品の禁輸措置を踏まえ、ロシア市場への販売を狙い、欧州企業がロシア国内における現地生産拠点を展開する事例も存在する。フィンランドの乳製品製造企業のバリオはその一例である。

また、近年のロシアにおける輸入代替政策を背景として、ベトナムの HT ミルク社がモスクワ州で、タイのチャルーンポーカパンフーズ社がカルーガ州で、いずれも乳製品工場を設立している。

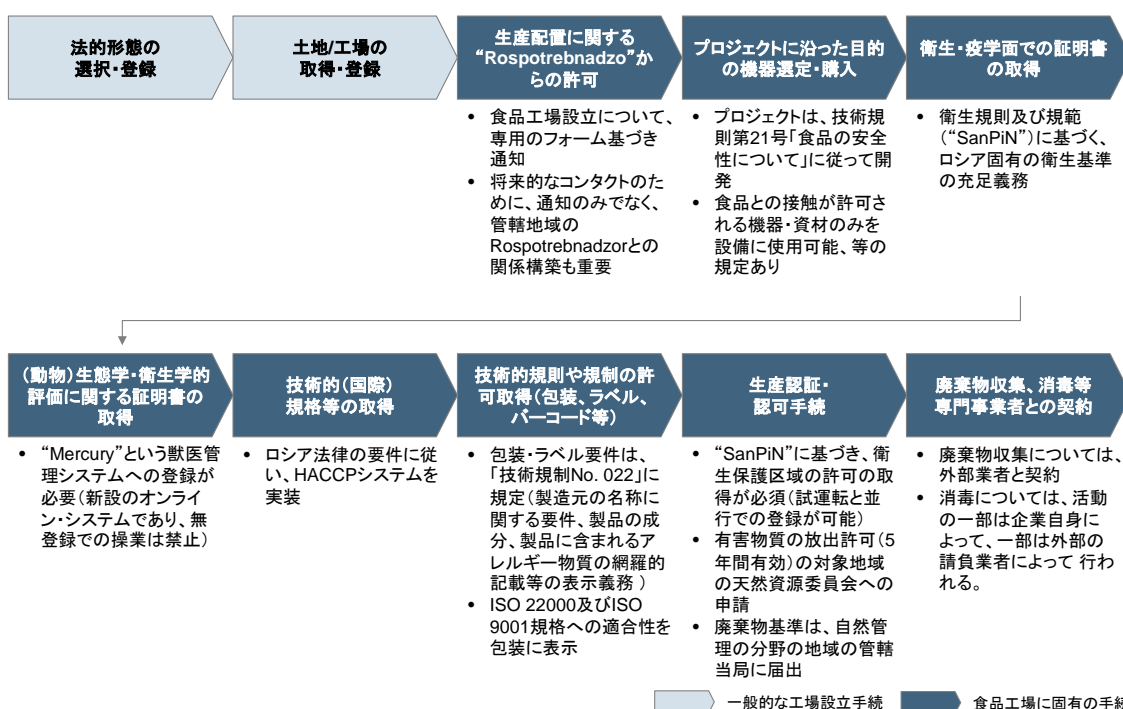
一方、現時点で日本企業としては、ロシアに直接投資を通じた食品工場を設立している事業者は存在していない。しかし、食品加工設備の輸出や、現地パートナーとの委託製造等の事業は進展しており、また今後のロシア極東等も含めた食品加工事業者の進出の余地は大きいと考えられる。

そこで、本項では将来的にロシアにおける食品工場設立を検討する日本企業の参考に供するため、ロシアにおける食品工場設立に関する法規制の概要及び留意点等について整理を行った。

2.3.2.2 ロシアにおける食品工場設立に関する手続概要

日本企業によるロシアにおける食品工場の設立の検討に際する参考情報として、ロシアにおける食品工場の設立に際する一般的な手続及び留意点等について、下図の通り整理した。

図表 27 ロシアにおける食品加工工場設立の一般的なプロセス



出所) 各種公開情報及びロシア企業インタビューより NRI 作成

2.3.2.3 食品工場の設立・操業許認可について

食品工場の設立認可の管轄機関は、“Rospotrebnadzor”（ロシア連邦消費者権利保護及び人間福祉管理監督局）である。食品工場の設立及び工場内設備の認可にあたり、技術規則第 21 号「食品の安全性について」及び衛生規則及び規範 (“SanPiN”) 等の基準を充足した上で、Rospotrebnadzor への通知・認可取得が必要となる。

また、食品工場の所在地における Rospotrebnadzor の担当者とは、良好な関係を構築することが重要である、との意見をロシア食品製造事業者より得た。

現在、Rospotrebnadzor は厳格な審査を行っており、食品加工工場が新規法人の場合には、操業の初年度に現地視察・検査が実施され、コンプライアンス（製品ラベリング、

HACCPによる計画の履行等)に関する検査が行われる。この時点での検査で、全てが良好な状態であれば、その後の実地検査は3~4年に一度行われることとなる。

なお、動物由来の原材料を加工する場合には、“Mercury”という新設のオンライン・システムへの登録が必須である。

排出規制・廃棄物処理について、排出規制については、「有害物質を大気中に放出する許可」（5年間有効）を、地域の天然資源委員会に申請する必要がある。

廃棄物については、自然管理分野の地域の管轄当局に届出が必要である。また、廃棄物処理については、外部の廃棄物収集業者と契約を結ぶのが一般的である。一方、消毒については、外部の請負業者に委託する場合と、食品工場事業者自身が実施する場合とがある。

2.3.2.4 包装・ラベルについて

包装・ラベルに関する要件は、「技術規制 No. 022」に規定されている。表示義務として、製造元の名称に関する要件、製品の成分、製品に含まれるアレルギー物質の網羅的記載等の表示義務が詳細に規定されている。

包装デザイン違反に対しては、最高300,000ルーブルの罰金が課せられる。また、繰り返し違反があった場合、製造中止処分の対象となる。

表示義務に関して、主要なポイントは下表の通りである。

図表 28 表示義務の主要ポイント及び留意点

項目	概要・留意点
商標	商品の混同等の問題が発生しないよう、すぐにロシア国内における商標登録を行い、名称の混在の有無を確認する必要がある。
製品イメージ	包装に実際の商品と異なる画像の添付はしてはいけない。例えば、美しいビジュアルイメージは「誤解を招く」と認識される可能性があるため、実際の製品と可能な限り一致する必要がある。 商品と異なる画像が包装に含まれる場合には、「サービング・オプション」という文言を明記する必要がある。
製造元	製造拠点が複数ある場合、製造元の名称だけでなく、製造場所を特定して明記する必要がある。
品質	GOST 又は ISO のいずれかを指定することができる。また、品質コンテストの結果（「ロシアベスト 100 製品」等）のラベル記号を、任意で記載することができる。
適合証明	ロシア製の場合、製品が適合宣言を受けたことを証明する、「RST」マークを表示する必要がある。
その他	製造日と消費期限を記載する必要がある。

	アレルギー物質等の表示義務のある成分については、全ての項目を含有量リストに明記する必要がある。
--	---

出所) 各種公開情報及びロシア企業インタビューより NRI 作成

ロシア食品製造企業からのコメントとしては、上記について事業者の立場から困難な点として、アレルギー物質の使用について常に監視し、製品中にそれらが存在しないことを確認することが必要であることが挙げられている。また、これらに関しては、管轄当局による照会に随時回答を行える準備をする必要があるため、製品の含有物を明記した製品仕様を用意しておく持つことを推奨する、との意見を得た。

第3章 ロシア極東における物流拠点建設計画に係る日本企業の参入可能性調査

3-1 調査内容

ロシア農業省が沿海地方において計画している農林水産物・食品の輸出入等のための物流拠点建設計画（以下「物流拠点計画」という。）に関し、ロシア農業省は日本の技術への関心も示している。このため、日本企業の参画の可能性を探るために、以下の調査を実施した。

①物流拠点計画基礎情報収集

ロシア農業省が沿海地方において計画している農林水産物・食品の輸出入等のための物流拠点計画について、ロシア農業省、関係政府機関及び関係民間企業等から、当該計画の背景、目的及び目指す成果、施設の建設・整備スケジュール、関連施設の設置エリア、現地周辺の交通及びインフラの整備計画、予算、投資の条件、参画企業への支援策等について、現地において聞き取り調査を実施し、併せて現地調査を行った。

また、物流拠点計画で取り扱うことが想定される農林水産物・食品のロシア極東における生産・貿易データをロシア政府関係機関のHP、公表資料等から収集した。

②日本企業のニーズ把握

上記①で収集した情報を基に、物流拠点計画に関心を有する日本企業（5者を想定）に対し、聞き取り調査を実施し、日本企業の具体的な提案や要望等を把握した。

③物流拠点計画への日本企業の参画に関するコンセプト案作成

上記①及び②を踏まえ、日本企業が物流拠点計画に参画可能な分野（日本企業が比較優位を有する分野）を分析するとともに、我が国との貿易等を促進させる物流拠点計画の活用方法、日本企業の参画が有益と考える具体的な分野やそれが日本・ロシア双方にもたらす効果及び日本企業参画の際に対応が必要となる課題等を整理したコンセプト案を策定した。

3-2 物流拠点計画基礎情報収集

3-2-1 調査実施方法

本調査では、ロシア極東における物流拠点計画の現状・課題を把握する上の基礎情報の収集として、デスクトップ調査及び現地研究機関へのヒアリング調査を実施し、物流拠点計画の制度的背景、物流拠点計画に関わる制度概要及び各物流拠点の詳細情報を調査した。

また、ロシア物流拠点に関わるステークホルダーへの電話インタビュー及び訪問調査を実施し、各物流拠点計画詳細情報として、建設計画及びステータス・投資総額・キャパシティ・主要設備等についての調査を行った。

3-2-2 物流拠点計画の制度的背景

本項では、物流拠点計画の制度的背景としてロシア連邦全体の支援プログラムについて検討した。制度的背景の分析を通じて、農業分野全体の課題と目標を明確にする。

ロシア連邦全土では農業分野に関する複数の支援プログラムが存在し、農業の近代化に向けた予算が編成されている。その目的は、食料自給率の向上、農業生産・物流インフラの近代化、農産物の国際競争力向上、及びこれらを通じた民生向上、輸入依存脱却が挙げられる。以下に農業分野に関するロシア連邦全体の支援プログラムの資金調達総額及び予算実行の状況を示す。

図表 29 農業分野に関するロシア連邦全体の支援プログラム

連邦政府計画のサブプログラム及び関連目標プログラム	2013~2020年の 資金調達総額	2016年の国家予算の 実行
作物生産、加工およびマーケティングのサブセクターの開発	555.4 bln Rub.	58.8 bln Rub.
畜産、家畜製品の加工と販売のサブセクターの開発	346.4 bln Rub.	38.0 bln Rub.
牛肉生産の発展	76.5 bln Rub.	8.9 bln Rub.
小規模マネジメントの支援	114.3 bln Rub.	10.2 bln Rub.
技術の近代化・イノベーション発展	31.6 bln Rub.	11.2 bln Rub.
連邦政府計画の実施の確保	229.0 bln Rub.	25.1 bln Rub.
露地・施設野菜の栽培及び種羊生産の発展	43.0 bln Rub.	6.1 bln Rub.
乳牛生産の発展	247.4 bln Rub.	24.1 bln Rub.
畜産生産及び品種改良への支援	77.3 bln Rub.	5.9 bln Rub.
卸売物流センター及び社会的食糧システムインフラの開発	79.3 bln Rub.	2.21 bln Rub.
金融クレジットシステム及び農業複合金融の発展	88.7 bln Rub.	8.0 bln Rub.
合計 (2013-2020 State Program)	2,220.7 bln Rub.	218.1 bln Rub.
Related Federal Targets Programs:		
2014-2017年および2020年までの農村地域の持続可能な発展	148.6 bln Rub.	12.1 bln Rub.
2014-2020年のロシアにおける農地耕作の開発	88.5 bln Rub.	7.3 bln Rub.

ロシアでは2010年代初頭より、農業開発に関する組織・プラットフォームが発展している。「2013~2020年の農業開発と農産物、資源、食糧における市場規制に向けた国家プログラム」においては、約22億ルーブルの予算が規定され、同プログラムに基づく行

政支援策が物流拠点計画の制度背景となっている。そのほかにも農業分野において各種の規制・戦略文書が策定されている。

図表 30 農業分野に関する連邦政府の主要な規制・戦略文書

連邦政府による主要な規制・戦略ドキュメント	概要
2006年12月29日 「農業の発展に関する」ロシア連邦法264-FZ号	農業開発分野における国家政策に関する法的枠組みの修正。
2008年11月17日 ロシア連邦政府1662-r号決議 2020年までのロシア連邦の長期社会経済開発の概念	ロシア市民の生活水準の安定した改善、国家安全保障、積極的経済発展、世界におけるロシアのポジションの強化を確保する方法と手段。
2010年1月30日 ロシア連邦大統領120号令 「ロシア連邦の食糧安全保障教義」	食糧安全保障に関するリスクと脅威、当該分野における国家経済社会政策の主要な方向性、食糧安全保障を確保するメカニズムと資源の特定。
2012年4月17日 ロシア連邦政府559-r号決議 「2020年までのロシア連邦の食品加工産業の発展戦略」	生産量増加、食品製造企業の改善と生産能力の増強、輸入代替と潜在的な輸出拡大を目的とした製品競争力向上、食糧市場インフラと物流の開発に関する目標設定と環境問題解決。
2010年11月30日 ロシア連邦政府2136-r号決議 「2020年までのロシア連邦農村部における持続可能な発展の概念」	漁業を中心とする市町村並びに農村部の開発における重要問題を特定し、必要な社会経済・法・行政的な管理策の開発。
2010年2月2日 ロシア連邦政府151-r号決議 「2030年までのロシア連邦農村部における持続可能な発展の概念」	農村部における良好な社会経済的環境の創出と人口問題解決、農業の効率改善並びに農村における生活水準向上に関する目標設定。
2012年7月14日のロシア連邦政府717号決議 「2013～2020年の農業開発と農産物、資源、食糧における市場規制に向けた国家プログラム」	ロシア連邦の食糧安全保障教義の下で、肉(豚肉、鶏肉、牛肉)、牛乳、野菜、種芋、果物の輸入代替促進、またロシアの農産物の国内外市場における競争力の向上に関する目標を設定。

出所) 各種公開情報より NRI 作成

「国家プログラム実施に関する国家報告書」によると、「2013～2020年の農業開発と農産物、資源、食糧における市場規制に向けた国家プログラム」の実施により、食料の生産・輸出の増加・多様化、輸入依存も一定程度の減少等の効果が現れているものの、多くの未解決問題が指摘されている。主要な問題及び成果を下表に整理した。

図表 31 農業分野に関するロシア連邦全体の背景・課題及び「国家プログラム」の成果と課題

主な問題	2016年時点での成果	未解決の課題
食品の高い輸入依存度	2016年の食品および農産原料輸入は、2015年の266億ドルに対して249億ドルとなり6.3%減少	主に禁輸措置による輸入の減少
農村部の過疎化	農業における労働生産性が年率4%増加	農民の生活水準と資の向上
不十分なサプライチェーン	2015年～2016年には、農業の近代化実施には153件の投資プロジェクトに投資	倉庫や物流センター、冷蔵・冷凍施設/レフコンテナの不足
中小企業の競争力不足	2010～2016年で総農産物生産は230%成長	2016年の予算配分は2億6600万ルーブルで16.8%減少

財務不足	農業開発のための短期借入金の総金額は1兆1633億ドルに達し 2015年対比で34.7%の増加	地域におけるオペレーションの協調融資の定めたレベルを確保するのに必要な財源の不足
地方部での種子生産の不足	連邦予算からの補助金の付与により2016年には、600万ヘクタールの面積に高品質種子を播種	穀物栽培における設備不足、高品質種子の不足
その他	他多数の問題や地域特有問題	

出所) 国家プログラム実施に関する国家報告書(最新版)より NRI 作成

2018年3月1日以降、「2013～2020年の農業開発と農産物、資源、食糧における市場規制に向けた国家プログラム」が改訂された。国家プログラムの改革は、目標達成のための投資効率を高めることを目標にしている。国家プログラムの新版によれば、2019～2020年の連邦予算からの資金調達額は2,413億ルーブルとなる模様。また、5つのプログラム目標及びプログラム実現に向けた10のサブプログラムが設定された。

図表 32 「2013～2020年の農業開発と農産物、資源、食糧における市場規制に向けた国家プログラム」におけるプログラム目標とサブプログラム

プログラムの目標	サブプログラム
<ol style="list-style-type: none"> 1. 農産物の経済・地域的利用可能性を考慮して、ロシア連邦の食料安全保障を確保すること2020年に全カテゴリーの農業生産指数(同等の価格で)を2015年対比108.6～110.8%とする。 2. 2020年において農業で創出される付加価値を3兆8,900億から4兆500億ルーブルとする。 3. 2020年に農産物輸出の伸び率を、2015年対比で132～133.3%とする。 4. 2020年に農業基本資本に対する実質投資額の指数を、2015年対比で111.3～113.1%とする。 5. 2020年に農村部における家計の手取り(平均1ヶ月の世帯一人当たり)を17,900～18,300ルーブルとすることを達成すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農産物、原材料、食品の主要な種類の輸入代替を促進する農業技術の開発 2. 農業における投資活動の活発化 3. 農業の技術的改善 4. 農産物の輸出拡大 5. ロシアにおける農地開発 6. 農村部の持続可能な開発 7. 国家プログラム実施の管理 8. 農業産業Complexの機能するための一般的な条件の創出 9. 農業開発に向けた科学・技術的支援 10. 軽工業に高品質の農産物原材料を提供するための原材料ベースの開発

出所) 各種公開情報より NRI 作成

最後に、物流拠点計画に関わるステークホルダー及び農業省の見解について整理する。FRIによると、ロシア開発銀行(Vnesheconombank)等、各ステークホルダーが個別にプロジェクトを主導している場合もあり、農業省のサブプログラムの下、関係機関が個別にプロジェクトを実施しているというのが現状の様相である。関係機関とその役割に関しては下図を整理した。

図表 33 物流拠点計画の関係機関及び主な役割と活動

関係機関	主な役割と活動
連邦政府	● 生産物の物流及び貯蔵施設の開発を含む、マクロレベルでの活動
農業省	● 農業複合体支援プログラムに基づく補助金供与及び資金融資
ロシア開発銀行	● 「ロスアグロマーケット・プロジェクト」等、一部の広域物流計画への投資
産業・通商省	● 卸売食品市場の発展に関わる活動
経済発展省	● ロシア国内における農産品及び食料品の物流及び卸売メカニズムの改善
北コーカサス問題省	● 北コーカサス地方における穀物・油糧作物の生産及び穀物・野菜貯蔵のための物流拠点プログラムを主導
ユーラシア経済委員会	● 卸売物流センターのネットワーク形成に向けたロードマップ策定
地域当局	● 物流拠点や関連企業による補助金や低利ローンの窓口
ロシア中央銀行	● 貯蔵施設への融資等、農業省の支援とは別枠でのプログラムを策定

出所) FRI ヒアリングより NRI 作成

NRI は物流拠点計画についての全体像を把握するため、ロシア農業省にヒアリングを実施した。農業省としては、極東地区からヨーロッパ地区に至る輸送ルートの強化を目的に、連邦全土で 30～40 箇所、ロシア極東においては 4 箇所の建設を構想していた。また単なる保管機能だけではなく加工設備の設置、鉄道・港湾インフラとの連結性を加味した計画策定の必要性が強調された。なお、同様の内容は 2018 年 5 月に来日したグロムイコ農業省次官（当時）の講演資料においても記載されている。

以下に農業省のヒアリング結果及びグロムイコ次官が来日した際説明した物流拠点の連邦ネットワーク構想の概念図を示す。

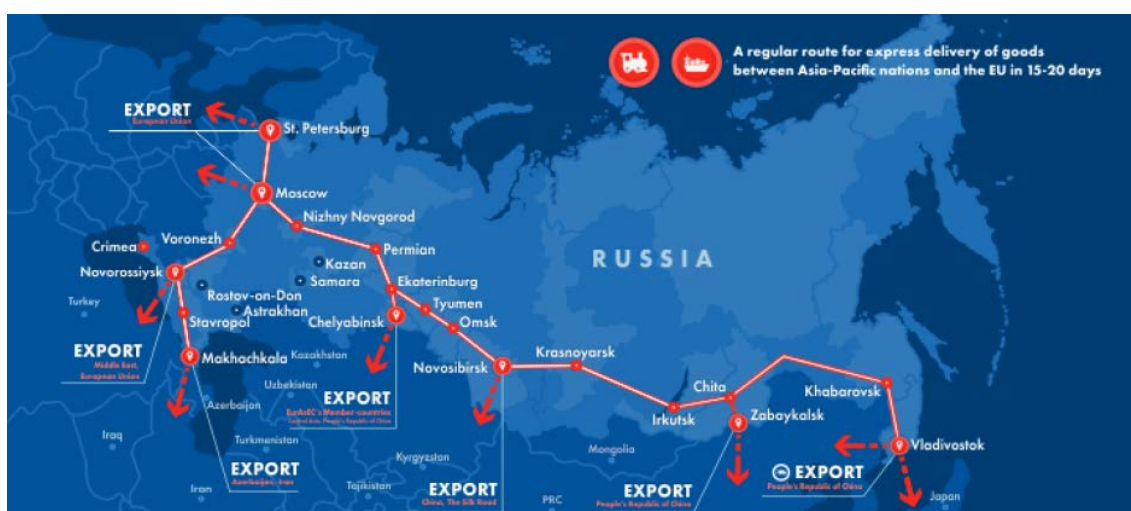
図表 34 農業省ヒアリング結果要旨

<ul style="list-style-type: none"> ■ 大統領から経済成長率に向け輸出高を 2 倍にせよとの指令が出ている。輸出拡大のためには鉄道・港湾などの物流インフラの拡充（キャパシティ：取扱量の拡充）が喫緊の課題である。 ■ また、大統領令では極東地区からヨーロッパ地区への冷凍コンテナの輸送期間の短縮などが謳われている。

- 多くの物流センター整備計画が検討されている。何故物流センターの整備が重視されているかという点、農業生産者が生産拡大してもリテールチェーン（商流）に乗せることが出来ないところが多いからである。またこの物流センターにはリテールチェーン（商流）に乗せるための最終段階の（物流）加工機能を持たせることが重要と考えている。物流センターのもう一つの重要な機能としては、輸出向けの各種認証及び諸手続きのためのドキュメント作成機能が挙げられる。物流センターに付与する加工機能をどう付与するかは、投資家次第である。
- 物流センターの計画としては、単に物流センターの土地を保有しているだけではなく、消費市場への近接性、鉄道・港湾インフラなどとの連携性を鑑みた計画作りを期待したい。
- 優遇措置を与えるプロセスとしては、銀行が対象事案の融資を承認したら優遇措置を適用することにしている。つまり、銀行が検討対象事案の経済性をチェックしてくれた後に低利（5%）融資を発動することにしている。現在、7箇所の計画に対して低利融資を決定している。例えばノボシビルスク州の事案などは優遇措置を受けて既に建設が始まっており来年には完工予定である。
- 現在は全国で30～40箇所の物流拠点計画を構想している。極東においては4箇所の計画がある。このうち現実性の高い計画は2つ（沿海地方（Food Distribution Hub Primorye）と、ハバロフスク地方（Agro Hub））の事案であろう。ハバロフスク地方（Agro Hub）は現在、ローン関連の手続き中である。

出所）農業省インタビューより NRI 作成

図表 35 物流拠点の連邦ネットワーク構想



出所）グロムイコ次官セミナー資料より抜粋

3-2-3 物流拠点計画に関わる制度概要

本項では、個別の物流拠点計画の詳細分析に先立ち、物流拠点計画への支援法令の変遷、物流拠点計画の策定方法及び実績について検討することで、物流拠点計画の全体概要を把握する。

現在進行中の物流拠点計画は「2013年－2020年の農業開発及び農産物、原材料および食品市場の規制に関する国家プログラム」の下に設置されたサブプログラムを活用するものである。同プログラムが設置されるに至る行政支援の変遷を示す。

図表 36 物流拠点計画に関わる支援法令の変遷

法令	概要
<ul style="list-style-type: none"> ● The list of presidential orders from 1st of May 2014 №Pr-995Gs (Resolution from 10th of May 2014 № DM-P11-3342), paragraph g) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「エンジニアリング・交通インフラの整備、植物検疫・獣医管理の実施、ロジスティック情報と決済システムの連携確保」等、農産物の販売を実施する開発に必要な諸提案を準備すること
<ul style="list-style-type: none"> ● Financial Research Institute develops methodological recommendations “Development of a network of wholesale distribution centers for the sale of agricultural products, including the creation of the necessary engineering and transport infrastructure and ensuring the functioning of automated information logistic and accounting systems” based on request of Ministry of Agriculture ● Order of the Ministry of Agriculture of the Russian Federation of October 16, 2014 N 229-r "On the establishment of a working group to develop a program for the construction of wholesale distribution (logistics) centers for agricultural products and foodstuffs" 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農産物の販売のための卸売物流センターのネットワークの開発のための諸提案を準備するため、農産物および食料品の卸売物流（物流）センターの建設プログラムを発展するための、ワーキンググループを設置 ● ワーキンググループのメンバーには、農業省、研究機関、ビジネスエンティティが含まれる。

法令	概要
<ul style="list-style-type: none"> ● Development and implementation of subprogram “<i>Development of wholesale distribution centers and infrastructure of social food system</i>” of the State Program for the Development of Agriculture and Regulation of Agricultural Products, Raw Materials and Food Markets for 2013-2020 	<ul style="list-style-type: none"> ● サブプログラムが創設され、2015-2020年にかけて計791億ルーブルの資金が供与 ● 2017年に本プログラムは終了

出所) 各種公開情報より NRI 作成

物流拠点計画の構想検討は、2014年に発布されたロシア連邦農業省令 N 229-r 「農産物および食料の卸売物流（物流）センターの建設プログラムを開発するためのワーキンググループの設立について」に基づく、ワーキンググループにおいて開始された。

ワーキンググループはロシア連邦農業省、その他公的機関、民間企業、NPO 及び研究機関から構成され、ワーキンググループにも席を置く連邦国家予算機関（Financial Research Institute（以下、FRI））が最終的な全体計画を策定した。なお、民間企業として参加している Slavtransservice 社、Yermak 社は支援プログラムを活用して物流拠点建設を実施している事業者である。ワーキンググループの構成は以下の通りである。

図表 37 物流拠点計画策定のためのワーキンググループ参加機関

ロシア連邦農業省	その他公的機関	民間企業	NPO 及び研究機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 食品加工産業部 ● 農産業複合規制部 ● 法務部 ● 農村開発部 ● 作物生産・機械化・化学化・及び植物保護部門 ● 経済及び国家支援 AIC 部門 ● その他部門 	<ul style="list-style-type: none"> ● ロシア経済開発省・セクター開発担当コンサルタント ● 連邦反独占サービス部門（化学工業及び AIC 部門長） ● その他 	<ul style="list-style-type: none"> ● Slavtransservice 社代表 ● グループ会社 Yermak 代表（RosAgroMarket 事業マネージャー） ● その他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 野菜生産者全国連合代表 ● FRI ● その他

出所) 各種公開情報より NRI 作成

「2013年－2020年の農業開発及び農産物、原材料および食品市場の規制に関する国家プログラム」の下、以下2つのサブプログラムが策定され、CAPEXへの20%補助、5%低利ローンの2つの支援策が具体化された。制度詳細及び利用実態を下表に整理した。

図表 38 「2013年－2020年の農業開発及び農産物、原材料および食品市場の規制に関する国家プログラム」のサブプログラム詳細

サブプログラム名称	Development of wholesale distribution centers and infrastructure of social food system		Stimulation of investment activity in the agro-industrial complex	
設置年度	2015年～2016年		2017年～2018年	
支援内容	設備投資への20%補助	5%低利ローン	設備投資への20%補助	5%低利ローン
利用実績	1件	確認できず	2件	7件 (Rosagro Market 以外の詳細は確認できず)
設置後の動向	活用が進まず 2017年に新プログラムに改定		補助金制度は 2018年を持って廃止。低利ローン制度は、制度上は存続するも利用実態は不明	

出所) 各種ヒアリングより NRI 作成

これまでで農業複合体支援プログラム (Subprogram “Stimulation of investment activity in the agro-industrial complex”) における CAPEX 補助のうち、3件のプロジェクトが認可され、約6億ルーブル (総額の約3.8%) が物流拠点の建設費用投資として拠出された。物流拠点の建設以外には、畜産、温室、芋類・野菜向け倉庫、果実向け倉庫、遺伝子及び種子改良センター等が本サブプログラムの対象になっている。

ただし、物流拠点の建設に対し、ロシア農業省が優遇金利、CAPEX 補助の支援を行っているが、現在ロシア運輸省との管轄権を巡る調整が続いており、公的支援の動向は不透明な状況にある。農業複合体支援プログラムの内、CAPEX 補助の事業別実施実績は以下の通り。

図表 39 農業複合体支援プログラムの内、CAPEX 補助の事業別実施実績

Direction	Number of projects		Volume of subsidy, billion rub		production capacity		
	2016	2017	2016	2017	unit	2016	2017
Dairy farms	71	98	3,9	6,4 (40.5%)	cattlestal	85521	93540
Greenhouse complexes	26	27	5,7	6,5 (41.1%)	ha	199	232
Potatoes and vegetables warehouses	23	40	0,3	0,6 (3.8%)	Thsd tons of single storage	152,1	254,9
Genetic selection centers and seed-growing selections centers	14	13	0,6	1,3 (8.2%)	Thsd tons	91	88,7
Fruits warehouses	13	12	0,8	0,4 (2.5%)	Thsd tons of single storage	131,8	42,6
Wholesale Distribution centers	1	2	0,4	0,6 (3.8%)	Thsd tons of single storage	75	66,4
TOTAL	148	192	11,7	15,8	Thsd tons of single storage		

出所) FRI ヒアリングより NRI 作成

3-2-4 各物流拠点計画の詳細情報

物流拠点計画の全体像は先述した FRI の計画の下に策定された。物流拠点建設の当初計画は、FRI による効果試算の結果を参考に、シベリア鉄道沿線の主要都市に大規模物流拠点を建設し、近接地域に中・小規模物流拠点の建設を進めることが構想された。しかし、現状では必ずしも時系列的な発展とはならず、小規模物流センターから建設が進行している場合もある。物流拠点の主な選定項目は、農産物の生産及び物流状況、現在の公共交通設備（鉄道、道路、航路）の状況、現存する加工企業のキャパシティ、土地の利用可能性である。

本調査では、FRI が策定した当初計画の内、農業複合体支援プログラムの支援対象であることが確認できた、①Selyatino 物流センター、②RosAgroMarket-Novosibirsk、③Agrohub、④Ussuriysk Dryport、⑤DC Primorye の 5 つの拠点を対象に詳細調査を実施した。

(1) 物流拠点計画の全体構想

はじめに FRI によって策定された当初計画を基に、物流拠点計画の全体構想を確認する。以下は FRI が策定した、都市別・建設予定規模別の当初計画である。

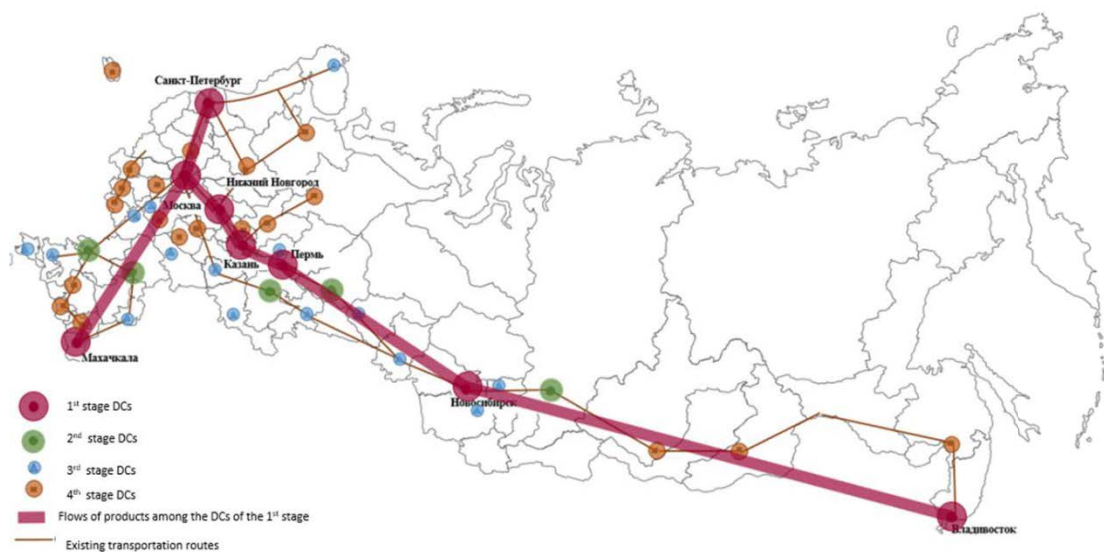
図表 40 物流拠点の地域別建設計画

第1建設計画	第2建設計画: 大規模物流センター (7万トン相当)	第3建設計画: 中規模物流センター (5万トン相当)	第4建設計画: 小規模物流センター (3万トン相当)
<ul style="list-style-type: none"> • Moscow and Moscow region • St. Petersburg and Leningrad region • Nizhny Novgorod region • Permsky region • Republic of Tatarstan • Novosibirsk region • Republic of Dagestan or Rostov region • Primorye region 	<ul style="list-style-type: none"> • Republic of Bashkortostan • Volgograd region • Krasnoyarsk region • Republic of Dagestan or Rostov Region • Sverdlovsk region 	<ul style="list-style-type: none"> • Altai region • Astrakhan region • Voronezh region • Kemerovo region • Krasnodar region • Republic of Crimea and the city of Sevastopol • Lipetsk region • Murmansk region • Omsk region • Orenburg region • Samara Region • Saratov region • Tyumen region • Udmurtia • Chelyabinsk region 	<ul style="list-style-type: none"> • Archangelsk region • Belgorod region • Bryansk region • Vologodskaya Oblast • Transbaikal region • Irkutsk region • Kabardino-Balkaria • Kaliningrad region • Kirov region • Komi Republic • Kursk region • Mari El Republic • The Republic of Mordovia • Penza region • Stavropol region • Tambov Region • Tver region • Tula region • Khabarovsk region • Chechen Republic

(FRI ヒアリング結果を基に NRI 作成)

ステージ別物流拠点建設計画に示されているように、本計画は既存のシベリア鉄道網を利用することを前提とした構想となっており、シベリア鉄道沿線上の主要都市に大規模物流拠点を設置し、大規模物流拠点と中・小規模拠点の接続性を担保することによって、連邦全土に及ぶ物流ネットワークの構築を計画している。

図表 41 ステージ別物流拠点建設計画

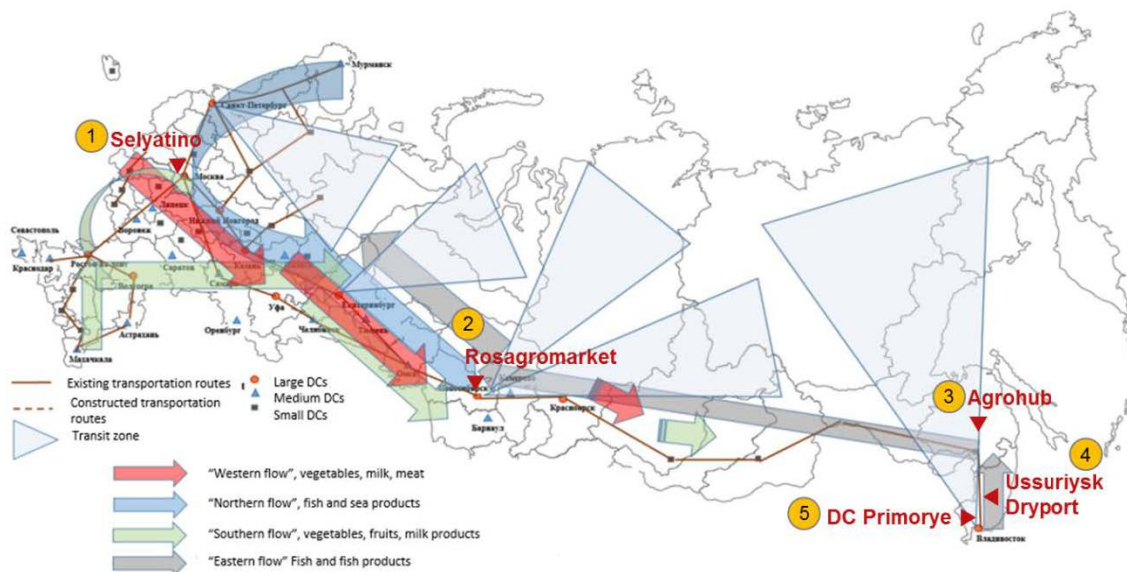


出所) FRI

物流拠点建設による商流構想図に示したように、地方別の商材としては、北部から魚や海産物、西部からは野菜、牛乳、肉類、南部からは野菜、果実、乳製品、東部からは魚、魚介類の供給が想定された。

当初計画によると、詳細調査対象の5拠点の内、①Selyatino 物流センター、②RosAgroMarket-Novosibirsk、④Ussuriysk Dryport は連邦全土の貨物を取り扱う広域物流拠点であり、③Agrohub、⑤DC Primorye は各地域の地場流通を中心とする地域物流拠点に分類される。物流拠点建設における商流構想図及び詳細調査対象拠点の概要情報を下記に示した。

図表 42 物流拠点建設による商流構想図



出所) FRI 提供資料を基に NRI 作成

図表 43 詳細調査対象拠点の概要情報

#	名称	機能	所在	事業者	概要	ステータス
1	Selyatino 物流センター	広域物流	セリヤチノ (モスクワ郊外)	STS社	<ul style="list-style-type: none"> 現在はロシア極東からの水産物の荷受が主要であるが、ロシア極東及び中国に向けた加工食品輸送を構想 さらに東欧及びコーカサス地方も輸出入の対象地域として想定される 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設は操業しており、施設増設中 加工事業者を選定中
2	RosAgroMarket	広域物流	ノボシビルスク	RusAgro Market	<ul style="list-style-type: none"> Rosagro社の連邦ネットワーク開発の一環として建設。モスクワとロシア極東の間に所在。 また中央アジア諸国と野菜・果実のやり取りが発生。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年Q3に第一期の建設が完了予定 2018年より連邦レベルの物流コンセプトの策定に着手
3	AgroHub	地域物流	ハバロフスク (ハバロフスク)	AgroHub	<ul style="list-style-type: none"> ハバロフスク地方で生産された農産物の加工、貯蔵、物流機能を創設 極東市場における農産物のパッキング、選別、販売。加工野菜の日本への販売も検討(冷凍ポテトの輸出) 	<ul style="list-style-type: none"> 低利ローンの認可を取得し、現在ローン関連の手段中。
4	Ussuriysk "Dry Port"	広域物流	ウスリースク (沿海地方)	STS社 Ussuriyski Melnitsyi社	<ul style="list-style-type: none"> ウラジオストクと他沿海州主要都市の中間に位置し、今後は輸出指向型の物流センターとしての機能強化が想定される ロシア北部の野菜・果実の集荷並びにロシア極東の豚肉・鶏肉、ロシア極東の水産物の出荷想定される 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年の竣工を目処に建設が進行
5	Food Distribution Hub Primorye	地域物流	ナデジディンスカヤ (沿海地方)	DC Primorye Agrogistika	<ul style="list-style-type: none"> ロシア極東の地場流通のハブ(施設内に展示場やマーケットが併設) 一方でFree Custom Zoneとなるため、中国や近隣諸国と輸出入も発生 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵倉庫の建設が完了し、加工・包装設備導入を検討

出所) FRI ヒアリングより NRI 作成

(2) 詳細調査の結果の報告

当初の物流計画では、欧州ロシアとロシア極東を結ぶ大規模物流拠点と、主に大規模物流拠点との接続、及び地場流通を中心とする中・小規模物流拠点が構想されていた。

本調査の対象とした Selyatino、RorAgroMarket Novosibirsk、Dryport の3拠点は、シベリア鉄道沿線に建設され、大規模物流拠点として、東西の農水産物の物流及び周辺諸国との陸路での農水産物の貿易の促進が期待される。これらのプロジェクトについては、大手物流企業の Slavtrans Service (STS) 社や RosAgroMarket 社が建設プロジェクトを主導している。また、Dry Port 周辺には食品加工企業が誘致される方針となっている。


これに対して、TOR「ハバロフスク」の Agrohub、TOR「ナデジディンスカヤ」の DC Primorye は、中・小規模物流拠点として、ロシア極東での地域の農産物の流通機能強化を目的に、建設が進展している。

下記の調査項目に則り、対象5拠点の詳細情報を以下に記す。

【調査項目】

- ステークホルダー、
- 建設ステータス
- 投資総額
- 総面積・容量
- 主要設備
- 現状の取引動向
- 今後の取引動向

① Selyatino 物流センター

<p>拠点構想図</p>	
<p>ステークホルダー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大手物流会社 Slavtrans Service (STS) 社以外の投資主体の存在は不明 ● 施設設備は全て STS 社が所有し、オペレーションも STS 社が実施
<p>建設ステータス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存施設は操業しており、施設増設中 ● 加工事業者を選定中
<p>投資総額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不明
<p>総面積・容量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コンテナターミナルの敷地面積は 54ha ● 乾燥倉庫の面積は 2 万 5 千～3 万㎡
<p>主要設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 団地内にシベリア鉄道の引込み線を保有 ● 貨物列車（71 両編成）は週 4 台運行。ウラジオストクからの所要時間は 10 日間。レフコンテナも搭載 ● 輸送用の税関、動植物検査機関も施設内に所在 ● 4 万トンの冷蔵倉庫を保持し、零下 18 度まで調整可能。温度監視・自動管理システムも具備
<p>現状の取引動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ロシア極東からの水産物の保管・荷卸しを行う ● 主要クライアントは、食品メーカー、総合物流会社
<p>今後の取引動向</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① ターミナル内で農業物流ハブを形成し、加工企業も入居予定。対象は魚・肉・野菜、果物、乳製品。 ② ロシア極東からの帰り荷としてモスクワ近郊の加工食品をロシア極東及び中国への輸出。 ③ 韓国企業と提携を開始。また、プサンからの貨物のやり取りに向け、同港の管轄政府機関とも協議中。 ④ イラン・アゼルバイジャンからの食品輸入を検討

出所) 各種公開情報及びヒアリング結果を基に NRI 作成